

平成25年 3 月 6 日
午前10時00分開議
於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

1 番	伊 藤 勝 巳	18番	大 原 功
-----	---------	-----	-------

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	石 川 敏 彦
教 育 部 長	山 田 英 夫	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	佐 藤 勝 義	民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	服 部 誠
民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	佐 野 隆	開 発 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長	服 部 保 巳
開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	渡 辺 安 彦
教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	服 部 忠 昭	監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 川 保 博
秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏	防 災 安 全 課 長	伊 藤 久 幸
税 務 課 長	伊 藤 好 彦	収 納 課 長	山 守 修
市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	加 藤 恵 美 子	十 四 山 支 所 長	平 野 進
保 険 年 金 課 長	平 野 宗 治	環 境 課 長	鈴 木 浩 二

福 祉 課 長	前 野 幸 代	総合福祉センター 所 長	佐 野 隆
児 童 課 長	渡 辺 秀 樹	農 政 課 長	半 田 安 利
都市計画課長	竹 川 彰	下 水 道 課 長	橋 村 正 則
生涯学習課長	八 木 春 美	十四山スポーツ センター館長	花 井 明 弘
図 書 館 長	奥 田 和 彦		

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	伊 藤 邦 夫	書	記	佐 野 智 雄
書	記	岩 田 繁 樹		

6．議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告をいたします。

西尾張CATVより、本日及び明後日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁をされる皆さんは努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、大原功議員と伊藤勝巳議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず大原功議員、お願いをいたします。

○18番（大原 功君） まず、おはようございます。

私は議員になってから約30年たちますが、一般質問をさせていただくのは初めてでございます、一番最初が。本当にありがとうございます。

また、服部彰文市長には、平島町にこの4日の日に信号をつけていただきました。平島町としても大変うれしく思っております。今後ともよろしく願いを申し上げます。

では、一般質問に入ります。

まず、グループホームについての質問をさせていただきます。

グループホーム経営者が認知症患者を病院に搬送するときに運賃を取っているということですが、これは本当ですか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） おはようございます。

大原議員の質問に答えさせていただきます。

その前に、グループホームの説明を少しだけさせていただきたいと思います。

グループホームそのものは平成18年から地域密着型認知症対応型共同生活介護ということで、市町村が指定をし、市町村が指導するということになっております。それ以前は県が指

定し、指導することになっておりました。

本来弥富市として行うべきこの施設の指導についてですが、少し滞っておるようなところもありました。それを深くおわびするものでございます。

この厚生労働省令による指定地域密着型サービス事業の人員、それから設備及び運営に関する基準に基づいて施設が運営されているものと思います。

今後、大原議員の御指摘によりまして、市内の地域密着型の施設の適正な運営ができることを……。

○ 18番（大原 功君） 課長、そんなことを言わなくても、本当ですかということだけでいいです、別に。

○ 民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） わかりました。

代行料のこと、運賃のことですが、運賃そのものは道路交通法そのもので規定されておりますので、運賃を取ることはできないと考えております。以上です。

○ 議長（佐藤高清君） 大原議員。

○ 18番（大原 功君） 認知症の方が病院に搬送される。陸運局の許可を受けないと違反ということになっておりますが、これは本当に違反ということになっていきますか。

○ 議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○ 民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 福祉有償運送という取り組みがございまして、福祉のために有償で運送して代金を得る場合、その届け出、あるいは許可が必要となっております。

○ 議長（佐藤高清君） 大原議員。

○ 18番（大原 功君） かなりこの中に6,500円とか、8,500円とか、1万3,000円とか、かなりの金額が代行料で取られておるわけね。市側が監査したとき、そのときには、ここには代行運賃は書いてないわけやね。なぜ監査のときに書いてなくて、私どもが患者さんから苦情があったときに、こういうのを患者さんから借りてきました、請求書を。その中には代行運賃と書いてあります。なぜこういうふうに違うんですか。

○ 議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○ 民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 代行運賃という部分、代行料という形で書いてあると思うんですが、代行料につきましては、グループホームの事業者さんがそこで日常の援助をするものでございますけれども、医療機関などへの通院がその中で発生します。医療機関への対応として、厚生労働省令でグループホームのほうが包括的に通院の援助をしなければいけないということになります。この通院にかかる費用でございますが、車を運転し、利用者を目的の医療機関へ運ぶ費用と、それから利用者の介助のため医療機関まで付き添い、診察させ、薬を受領し、誤飲のないように説明を受けるといった、本来家族が行うべき行為

を代行する代行料ということですが、前半で言いました医療機関の目的地へ運ぶだけの費用、これを運賃と解釈させてもらいます。この運賃については取ることはできません。今回の代行料につきましては、重要事項説明書の中の22年の7月、その辺ですが、今、資料は向こうにありますけれども、それまでは代行料は1,000円であり、1,500円でありということが重要事項説明書のほうに書いてありました。23年の7月以降の部分についてはそういった記載がありませんでしたので、これは不適切なものと解釈いたします。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私が聞いておるのは、答えも問題もあなたに教えてあるから、そのとおり答えていただきや簡単ですが、あなたがつけ加えて言うから、私もつけ加えて言わなきゃいかんわけね。これは名古屋陸運局でもらってきました。ここの中では、こういう運賃は取っていけないよと。介護については、介護の申請をいただいて、その中で取っていただくのはいいというふうになっております。そして、陸運局で聞きました。名古屋市のタクシーの場合は1.2キロまでが500円、それを超えることによって253メーター、これについて80円ずつプラスをするということであったわけね。だから、それから見ると、病院まで行く距離もあなたに見せてあげましたから、私が言わなくてもわかっておると思いますけれども、それについても1,500円とか2,000円というのは全くべらぼうな値段ということになります。

それともう一つは、そういう障害者、いわゆる認知症の方を無免許で許可もなしに運ぶということが正しいのか。愛知県も服部彰文市長も、交通安全、また青少年の健全とか、いろんなことで、またあしたの中学校の卒業式でも祝辞に言われると思います。こういう中で、やっぱり認知症だから、障害者だから、免許もなくて何もなしで運ぶということは大変私は不快感を持っておりますけれども、今のこういう無許可でやることに対して、陸運局に告発するつもりがあるのかないのか、これを聞きます。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 陸運局につきましては、改めてこの確認はさせていただきますが、先般確認したところによりますと、グループホームそのものが有償でガソリン代を超えとか、通行料金を超えたような徴収をしているのであれば、これは違法なものとなると思います。ですから、今の状況の中では、私どもは通院に必要な、家族がすべき介護をその施設がしていると解釈いたしておりますので、告発するつもりはございません。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

大原議員の御質問に対して補足で説明させていただきますけれども、グループホーム等の介護施設を利用されている利用者の皆さんにつきましては、いろんな形の中でその患者さん

の状況というか、様子というのは、逐次変わる場合もあると思います。緊急を要する場合においては、例えばどうしてもその事業所内の車を使いながら、協力医療機関へ搬送しなきゃならないというような状況もあるかと思います。しかし、こういったときにおいても、そういった患者さんというか、利用者を乗せているわけでございますので、これは十分気をつけて運転せざるを得ないだろうというふうに思っております。

また、運賃を必要とするかしないかということにつきましては、これは厚生労働省のほうからの許可というか、通達が出ております。許可じゃなくて、通達が出ております。これは運送料というのはいただいてはいけませんよというようなことでございます。そういった形の中で、やはり地域で運送等に使っているタクシーであるとか、あるいは福祉タクシー、こういうものを利用しなさいということも指導されておるわけでございますので、そのような方法をとることが望ましいというふうに思っております。

事前に定期的に病院へ行くというような状況もあるかと思いますので、これは、その事業所内の車じゃなくて、タクシーを利用することが望ましいというふうに思っております。しかし、これも利用者との同意契約であるとか、そういったことに基づくというふうにも思っておりますので、協力病院、あるいは協力指定病院以外のところについては有料になる可能性もあると思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） それからもう一つ、患者さんを病院へ連れていって、1時間当たり1,500円とか1,000円とかいうのを患者さんから受け取っておるということですが、これは今の介護法の中で違反にはなりませんか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 付き添い等の費用の徴収については、介護保険法の中で取ってはいけないという記述はありません。しかしながら、厚生労働省の課長通知により、厚生労働省令の運用ということで課長通知で取り決めをしておるわけでございますが、この取り決めの中では徴収をしてはいけない。協力医療機関のところには徴収してはいけないというようなこともありますので、したがって、今回の場合、不適切な徴収と考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私は勉強不足でありますので、六法全書を持ってきました。ここの中に介護事業のことが書いてあります。ここには、事業を営する、第5条、国、地方公共団体、社会福祉法人、その他、第2項の中で、不当な関与をしてはいけません。不当な金を取ってはいけませんということがここに書いてあります。それともう一つは、消費者法というのがあって、消費者保護法、これは2007年6月に新設され、国の認定を受け、的確な消費

者団体が事業者に対して提訴できるということでありますが、こういうことに間違いありませんか。

- 議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） その法律についてはちょっと詳しくはございませんので、また調べさせていただきます。
- 議長（佐藤高清君） 大原議員。
- 18番（大原 功君） これは、介護に全部含まれておるやつが書いてあるね。すると、この六法全書は間違っておるということになるんですけれども、あなたには、さきに通告してあるものを答えてくださいよというふうにしてありますから、今の違反になるかならないかということもあなたのところには書いてあると思いますね、私を書いたやつが。そういうふうにコピーまで上げてしてあるんだから、後から、こうですよということ自体が、何のためにあなたに先に教えてあげたかということがやっぱり疑問に思います。この辺のところをよく教えてくれと言うから教えてあげたわけです。教えてあげたから、その中でわかりませんと言うんだったら、何のために私は教えたんですか、お聞きしたい。

- 議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 介護保険法の中の部分について要約して、私もいろいろな議員からお聞かせ願ひながら、できるだけ適切な答弁をするように心がけるものでございます。今回、議員からいろいろ資料を頂戴させていただきまして、ありがとうございました。その中で、消費者庁とか六法全書など、言葉ではいただいていたのも承知しております。

その中で、やはり私も介護保険法を主として答えさせていただいておるわけですが、今回のことについては、介護保険法の中では適切にそういった記述はないんですが、今回の徴収については必ずしも法律違反ではないとは思いますが、不適切な徴収であったということで事業者のほうには指導させていただきます。

- 議長（佐藤高清君） 大原議員。
- 18番（大原 功君） そういう違反ではないというふうな話でありましたが、全協の中では、グループホーム経営者に対して、患者さんから金銭を受け取っておることに對しては、金額を全部返させますという答弁がありました。これは違反であるから返すという意味だと思ひますけれども、この辺のところはどうですか。
- 議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 不適切な徴収というのは、不当な利得ということと考へます。ですから、不当な利得徴収というのは、当然ながら返すものが発生しますということで、全て返還すべきと考へております。もちろん代行料の徴収という意味ですけれ

ども。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 先ほど、もとに戻ると、病院の中で1,500円とか1,000円を取っていることはだめですよということは違反ということの意味だと思うんだね。今、あなたが言うと、その中で違反ではないところもありますということは、どちらが本当なのか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 協力医療機関についての通院とか、そちらのほうに移動させて介護すると。そういったものの費用については一切徴収することはできません。それは介護保険の中の報酬の中に含まれている包括的な施設サービスですので、その部分については徴収することはできません。しかしながら、協力医療機関以外の医療機関につきましては、御本人様の、あるいは御家族様の同意があれば、徴収することは可能という解釈でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） さっきも申し上げたように、消費者保護法の中にあって、同意があってもこれはいけないよということは国が2007年6月に設定しておるわけね。だから、あなたに言われた、この間、同意書を私見せていただきましたけれども、同意書は大府の方かな、河野さんという、この方が承知したものの同意書なのか、全く介護グループの中の経営者が勝手に書いたものか、どちらなんですか。了解をしておって、その1,000円を病院から診察のときの待ち時間について取ってもいいということを認めたものの同意書を確認してみえますか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 協力医療機関ではないんですけれども、河野さん……。

○18番（大原 功君） 同意書を見とったかと。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 同意書は御本人様に確認していただきまして、これは間違いないですと。よろしいですという御返事でした。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、今の河野さんという方は1,000円を取ってもいいということを認めておるという同意書だと、介護法の中でお金を取ってもよろしいよと。待ち時間に取ってもよろしいよということを示しておることになると思うんだけど、こういう点については、あなたは向こうの医師に聞かれましたか。確かめましたか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 私どもは、同意書そのものの有効性をきちっと

確かめました。この有効性というのは、御本人さんの名前、同意書の中にその名前が書いてあるものですから、その名前というのをあなたは承知していますかということ、それで確認させてもらいました。承知しているということでした。これは有効だろうというふうに思います。

今、議員のおっしゃられる1,000円とか1,500円を取ってもいいかというのは、あくまでもグループホームの運営規定にあるかないか、それから重要事項説明書にあるかないか、これが大きな問題になってきます。グループホームの運営規定が上位規定になりますので、その運営規定にその記載がなければ徴収してはならないことになります。今回については、その法律の前に運営規定にその記述がないものですから、これは取ってはならないという判断とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今の消費者保護法の中には、障害者等、そういう被害者について、不当に取ってはいけないよというふうに国の認定がされておるわけね。だから、あなたの言う、先ほど言ったように病院の中で待ち時間に1,000円とか1,500円を取っては、あなたは先ほど不適切だと言われたということは、違反をしておるということと私は受けとめるし、またテレビを見ている方もそうだと思ってみえenと思います。そうなってくると、医師である方が同意書を認めておるということになるとやっぱり少しおかしいんじゃないかということがありますし、それからもう一つは、市側が弁護士と相談をするということでありましたから、その結果についてもお聞きしたい。

それからもう一つは、いわゆる刑法の中の第11章共犯があります。ここの中の62条はどう書いてありますか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 済みません、刑法11章の62条につきましては、また勉強させていただきます。ちょっとわかりません。

弁護士の見解を御説明させていただきます。

必ずしも法律違反ではないが、不適切な事務処理をしていると言えるということです。違法行為がない場合ではありますが、利用者から徴収した金額は不当利得となり、この場合、不当な利得を得た日から10年が消滅時効の期間となるということです。

弥富市としては、この弁護士の御意見を参考にして、グループホームが徴収した資料について、何年まで保存しているかも問題にはなってしまうでしょうけれども、わかる範囲で返還をしていきたい。弁護士の方もそういう指導をしてはどうかということでございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

- 18番（大原 功君） 刑法というのは、お金を取ったからとか、金銭を取ったから、後、返しますということではありません。先月なんかは、飛島の農協の職員が1万円をお客の通帳から引き出して取ったということで、1万円でも逮捕されております。

それから、弥富の中でも、地域は言いませんけれども、皆さん新聞を読んでみえますから言いませんけれども、40万を脅迫して取ったと。この方も今、逮捕されております。この金額だと、かなりの金額が徴収されて、これも私どもは患者さんの中から苦情があって初めて知ったわけですね。知ったから、私どもが全協でこういう話をしたところ、あなたが今の監査をということで、向こうでした中で、先ほど見せた書類と私の書類とは全然違うわけやね。なぜこれだけ違うということは、全く詐欺行為と同じようなことやね。そうでしょう。市の監査というのは、大体おおむねと書いてあります。私どもの事業の場合はおおむねという監査はありません。わかっていますか。

それから、もう一つ言えるのは、62条にはこういうふうに書いてあります。共犯をした者は幫助罪というのがあります。だから、悪い人を認める。それを了解するということは犯罪行為になりますよということになっております。だから、こういうことも含めて、何のために、これは服部市長に聞いてよろしいんですけれども、市になったら公平委員会というのができましたけれども、公平委員会というのは、弱者を守るため、あるいは市民の安心・安全、あるいは防災、交通安全、いろんなことを含めて、おおむねのことを公平に扱うと。誰しも市民が隔てのない、弥富市に生活ができる、こういうための公平委員会だと思いますけれども、お金を取ったから返します。見つかりましたから、そのものについては市側が返させますということになれば、返させるということになれば、当然違法だから返させるわけね。違法でないもの、市が人の財産を返すということはできません。こういうことも含めて、私も顧問弁護士を持っておりますけれども、もうちょこっと弁護士の方が、刑法62条、こういうのをよく勉強していただいたり、あるいは事業経営の条例5条、それから2007年6月の消費者保護法、いわゆる被害に遭った方を救済する国の制度です、これは。弥富市の制度ではありません。こういうのがありますので、もう少し頑張っていたきたいなあというふうに思っていますけれども、市長が手を挙げてみえるので、公平委員会については説明をいただくと。

- 議長（佐藤高清君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 今回、グループホームの運営につきまして、大原議員からさまざまな角度から、代行料、あるいは運賃等の不適切な徴収があったんじゃないかという御指摘をいただきました。まさにそういう見解であろうというふうに思っております。これはなぜならば、利用者との料金等の請求書に代行料であるとか、さまざまな諸経費というものが書いてあるわけでございますが、これはあくまでも重要事項説明書、あるいは契約書、同意書の中

においてしっかりと利用者及びその家族の方の御理解の上で徴収していかなきゃならないというふうに思っております。しかし、その定めというものが曖昧なときには、それは不当な利益になるし、不適切な徴収になろうということでもあります。そういったことについては、これは正しい方法ではないということを繰り返し所管が説明しているわけですが、そういったような状況の中で、我々としては、それぞれのグループホームに対して、改善書というものをしっかりと定めて、よく利用者に説明しなさいという形のものをさせていただきました。また、今後の運営のあり方について、市の職員も参加しながら、地域密着型でございますので、民生委員であるとか、社会福祉協議会の方であるとか、そういった方たちに参加していただきながら、このグループホームの運営について改善をしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、市が定めております、今、大原議員のおっしゃいます公平委員会のあり方につきましては、総務部長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。
- 総務部長（伊藤敏之君） 公平委員会の職務につきましては、地方公務員法第8条の2項に規定されておまして、これにつきましては、職員から勤務条件に関する措置要求があった場合、また職員に対する不服申し立てがあった場合等に関しまして、これらについて必要な措置を講ずることを職務としております。

御質問の公平委員会の考える公平というものにつきましては、職員の利益の保護と公正な人事権の保障ということでございます。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 大原議員。
- 18番（大原 功君） 今、そうやって言われたが、職員ということになると、グループホームができたのは16年、18年から県の中の委託業務のようであったわけね。そうすると、22年に違反しておるということになれば、当然その違反を職員は見ておったというわけだね。こういうことになる。そうでしょう。これは公平になるんじゃないの、職員のことを言う。だから、言っておることとやっておることが違うということと、それからもう一つは、同意書をもらっても、市長、同意書というのは、本人がきちとした説明をもらいっこなしに、ただ同意書を下さいということで、本人は、運んでもらうんだから押さないかんわなあとということで押しているわけね。介護法というのは、本人、患者さんが当然同意書の中で介護法を知っておって同意をするなら、多分同意書は押さないと思うんやね、取っていかんのだから。こういうことをやっぱり市側も少しずつ、私は皆さんより学問も低いですが、皆さんに勝とうとは思っておりません。ただ、皆さんに負けないように努力をしたいという気持ちはあります。だから、そういうことをよく皆さんがわかっておるか。ただ、同意書があるから、同意書というのは、本人がきちとした告知をもらって、その中で説明、物で

いやあ物件説明、これをもって初めて納得して押すわけやね。そうすると、今のこの介護法の中で違反をしておいて、病院で1,000円とか1,500円を取っておる。これはだめですよってあなたが言われたように、違反のものを患者さん、家族が本当に知っておいて同意書に押したのか押していないものかということになるわけやね。こういうことをやっぱり、総務部長が言われたように職員だけじゃなくて、弥富市に住んでいる約4万二、三千人の方が安心して暮らせる。この後、また一般質問で防災のことやいろいろとあります。それは皆さんが個々に地域を持って、そしてその地域の安心・安全というのを上げてされると思っています。時間がないからこれで終わりますけれども、今後、やっぱり被害に遭った人が、こういうふうに遭った。もう一遍弁護士とよく相談していただいて、弁護団をつくるなりして、やっぱり返すと。返させるということは、現況で市長が言ってみえるんだから、言っていることは議事録に残っています、会議録ね。そういうことを含めて、一遍よく検討してください。

今の介護のことは終わりました、次に農業に対してのことを質問させていただきます。

これは開発部長がよく知っておると思うので、開発部長に聞きますけれども、農業者、または農家の方が水資源の水路から、筏川西岸用水から無断で水をくみ取っておるということですが、これは本当ですか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、御回答させていただきます。

農家の方が無断で水を取ってみえるかという御質問でございますが、海部土地改良区が管理しております水資源木曾川用水の幹線の鍋田用水路につきまして、現場を見せていただいた限り、無断で水を取ってみえるというふうに思われます。ただ、現在、海部土地改良区のほうで、こういった警告という形で用水路から無断で水を取らないでくださいということで、現在もパトロールの強化中ということで、法律により処罰されますという看板を設置させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 水資源の水路というのは、木曾川からずっと知多半島、半田市のほうまで、水道や農業用水、いろんなものがあると思います。これについては、国とか県が国民の税金でつくったものであると思いますが、そういう中で、農業者が水路から水を盗み取る、こういうことなんですね。こういうことになると、水資源の水路、海部土地改良区が委託をしておりますか、おりませんか。委託管理を。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

議員の御質問でございますが、木曾川用水事業の関連用水路につきましては、筏川の西岸

用水路、それと鍋田用水路等がございまして、独立行政法人であります水機構によって整備がされた施設でございまして、管理につきましては、海部土地改良区が管理委託を受けております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そういうことは、海部土地の改良区の理事長というのは浜田一徳君でありますから、やっぱり自分が管理しておる人の中で、そういう盗み取りするということはやめていただくというのは当然だと思ってくれる、こういうふうに思いませんか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

確かに無断で取っているということにつきましては犯罪行為に当たるかなというふうに思っておりますが、責任につきましては、当事者の問題でございますので、行政としてお答えする立場ではございませんが、管理者であります海部土地改良区のほうで判断していただければというふうな認識を持っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 海部土地改良区というのは、私も30年近く議員をさせていただきました。その中で、ほとんどの方が市長や村長、こういう方が理事となったり、そこの中の管理者となったりしております。あの方は、どちらかというと病院に今通ってみえるという話も聞きますし、やっぱり議員の立場から離れてみえますね。こういう方がいつまでか、この中で、個人的に言うと、権力によって居座っておるような感じがしますけれども、一般的な会社、例えば私のところ、自分の会社を挙げると、自分が社長をやっております、その中で従業員が悪さをやったり、粗相があれば、当然社長として、一般的な企業なんかは大体責任をとってやめます。国のほうでも、任命責任によって、発言が間違っておれば当然やめたりしますし、また職員の中でも、市長が管理をしている職員、こういう人でも違反があれば、当然やめていただくということになるんですけれども、全く国民の税金で水路をつくった。この水路から一農家が水を盗み取る。これは全く理事長として責任をとるべきではないかなと思うけれども、この辺について再度聞きますけれども、どう思われますか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

今の御質問の中で、ある意味では海部土地改良区も被害者ではないかなというふうに、私は個人的にですが考えております。そういったこともございまして、今後、こういった問題につきましては、水資源機構と海部土地改良区で協議をしていただいて、それぞれの判断において結論を出していただくのが本意ではないかなというふうに思っております。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 大原議員。
- 18番（大原 功君） 海部土地改良区、弥富土地、それから鍋田土地、十四山土地、この方は公務員に準ずるということで、本会議で開発部長が他の議員の一般質問で答弁をしてみえますが、これが本当に準ずるというふうになっていますか。
- 議長（佐藤高清君） 石川開発部長。
- 開発部長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

公務員に準ずるという形で以前に報告させていただいたことがございますが、その中の中身の内容といたしましては、海部土地改良区につきましては、旅費、それから給与等については愛知県に準ずるという形をとっております。また、弥富土地、鍋田土地改良区、十四山土地改良区、孫宝土地改良区につきましては、弥富市の給与、旅費等に準じて行っております。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 大原議員。
- 18番（大原 功君） そういうことは、公務員に準ずるということは、今の海部土地、十四山、弥富土地、鍋田土地、孫宝、こういうのについては試験はありますか。試験を受けられたことはありますか。私、30年間ずっと議員をやらせていただいたんですけども、公務員に準ずるということになると、やっぱり試験が、会社でもそうですね。会社もこの4月から新しい方が入られると思いますけれども、おおむねの方が試験を受けてやられるのが普通ですけれども、この方たちは試験を受けられたことはありますか。
- 議長（佐藤高清君） 石川開発部長。
- 開発部長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

一般的な試験というか、筆記試験等については、それぞれの土地改良区では行っていないということは聞いております。ただ、それぞれの土地改良区で服務規定等、職員の任免等に関する規定というのを設けてございますので、それによりまして、適性検査とか適性試験、面接、そういったことにつきまして採用試験という形で実施されているというふうに聞いております。特に鍋田土地改良区におきましては、それぞれの総代さんの推薦によりまして人選をしていただき、それをもとに面接、作文等を行っているというふうに聞いております。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 大原議員。
- 18番（大原 功君） 公務員に準ずるということになると、やっぱり公募によって試験を受けるのが普通だ。市でもそうですね。受けるわけやね。そうすると、もう試験もなしで、結局公務員に準ずるというなら、市でも職員なんかの臨時職がありますね。保母さんなんかはほとんどの方というぐらい、臨時職というか、パートでやってみえます。こういう方も公務員に準ずるというふうにやっていただくと、本当は公平な行政になると思うんですけど

も、この辺についてはどう思いますか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） それぞれの土地改良区の人事の採用の件につきまして御質問でございますけれども、過日も海部土地改良区の総代会がございまして、この職員の皆さんの採用についてはどうなっておりますかということについて担当の方にも御質問させていただきました。そうした形の中で、今、所管が述べたとおりでございますので、これはやっぱり人事の採用については、しっかりと内部規定を定めていただいて、情報公開のもと、公募を含めてやっていただくのが望ましいだろうというお話をさせていただきました。そんなような状況の中で、今後は改善されてくるというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） あんまりこればかり言っておってもいけませんので、次に入りますけれども、昨年11月現在では農業者が1,570戸あるということを聞いております。また、専業農家は118ということを聞いておりますが、実際に私が農地転用なんかを見てみますと、平成19年度には約16万4,422平米ということになっておりますし、また20年度は18万1,349平米というふうになっております。また、21年には10万364、22年は8万8,543というふうになっていまして、坪数にすれば、16万坪近くあるわけですね。これだけの転用をされております。中には、オペレーターに、経営者がもうやれないということで貸してみえる方も、19、20、21、22というふうになると336万9,526平米というふうに拡大しておるわけやね。坪数でいくと102万坪になるわけですが、やっぱり農業者が本当に作物をつくるということがほとんど難しくなったというか、やればやるほど赤字になるというふうなことになるんですけれども、そこで一つ聞きたいのは、弥富市の場合は、現在では1,643ヘクタールというふうに聞いております。オペレーターにおきましては390ヘクタール、残りの767ヘクタールについては、坪数にすると230万1,000坪というふうであります。ここの中には、小規模農家、それから大規模農家、米、野菜、それから果樹、花、企業系があります。ここの中で本当に米をつくっている方は390ヘクタール、坪数でいくと117万坪でありますから、あとの残りの米をつくっている人は329ヘクタールですけれども、329ヘクタールの中の農業の米だけの収入というのは約どのぐらいありますか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 今の329ヘクタールのうちの米だけの所得。

○18番（大原 功君） 米をつくってみえるところだけね。

○開発部長（石川敏彦君） つくってみえる方の金額ということでよろしいですか。これにつきましては、私どもの調査で申し上げますと、現在の差し引きにつきましては、米以外の方

もお見えになりますが、オペレーターの方が引き受けてみえる方につきましては、金額的にはどれだけということは、ちょっと申しわけございません、金額がございませんが、現在のその数字につきましては、当然生産調整目標面積が発表されまして、そのうちオペレーターに委託されてみえる方もございますし、個人でやってみえる方もございます。それ以外には、例えば、先ほど議員が言われましたように野菜、花とか、そういった方もございますので、一概には言えませんが、減反の面積というのもございますので、減反面積が約33%の掛け率で目標数量に掛けておりますので、それ以外のものについての数字については米をつくってくださいという国からの指示がございまして、それについて行っているわけですが、米だけという数字は現在掌握しておりませんので、この場でちょっと発表することはできませんが、また後ほど発表させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 開発部長もなかなか言いにくいところもあると思います。米をつくりゃあつくるほどマイナスになる。1,000平米、1反300坪、これに対しては、調整区域については固定資産税1,600円ぐらいであります。この中で、例えば1町歩持っておっても1万6,000円でありますけれども、この中で、オペレーターに任せてすると、結局オペレーターからもらう金は、米をもらうわけですけども、半俵といって、30キロか、ようもらって60キロですから、1万3,000円か1万5,000円程度でありますけれども、農家の中には農地はようけあるんですけども、農家の家の宅地面積、自分ところの住んでいるところについては、小規模住宅といって200平米までは6分の1の税率になっております。それを超えるについては、3分の1の税率になります。そうなってくると、やっぱり農家で1町歩の金を上げて、16万とか15万もらったって、片方のほうの固定資産税で吸い取られてしまうというか、吸い取るというとおかしいけれども、払わなきゃいかん。そうすると、どうしても農家の方については滞納が出てくると思います。私、なぜこういうことを言うかということ、私も法務局へたまたまよく行きますけれども、目ぼしいというか、大体この辺はどうかなあということを見ると、担保がようけついております。高い人は2億3,000万ぐらいついておる人があります。これだけの方で田んぼをこれだけ持っておって、これだけのものということ、まず払えんということがあります。そうすると、最終的には、市長が言われるように、農業が大事と言っておっても、その農業を手放さなきゃいかん。私はそれが心配だと思う。先ほど言ったように、土地改良でも海部土地でも退職金とかいろんなものをしたら、今の329ヘクタールの農地の収入を上げようと思ったって、所得はあっても、収入というのは下がってしまいます。逆に赤字になります。そうすると、滞納者が農家のところにもなりますし、農家の滞納がなくなるようにするには、例えば屋敷が1,000平米ぐらい、宅地を除いて、200平米を除いた中にあるというふうに計算しますと、そういう中を生産緑地というのに変更することがで

きるのかできないのか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

生産緑地というものは、合併して、既に告示をさせていただいて、当初の数字でやっておりますので、それを変更するということは今現在では市としては考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 多分そうだろうと思ったんだけど、やっぱり聞いておかないかと思って聞いたんだけど、今の調整区域なんか、市街化の場合はまだいいんですけども、調整区域なんかだと、やっぱり宅地、屋敷なんか500坪とか600坪あるところはかなり多いですね。その中で、建物が、例えば500平米建っておっても200平米しか認められんというふうになっておりますから、かなりの方が、農家の資金は不安とか、これから農業をやっていただきたいといってもなかなかできないわけね。今後は、できたら市長を中心として、やっぱり小さな農業じゃなくて、拡大する農業ね。圃場整備とか、そういうのをやって、今度、川原欠もやっていただくんですけどね、市長、またよろしく願いますけれども、やっぱりああいうふうに、小さなあぜ道をつくるんじゃなくて、もっと大きくつくって、アメリカのカリフォルニアなんかでいうと1,000ヘクタールから1,500ヘクタールが1人分ですね。やっておりますから、市長もアメリカへ行かれたでよくわかっておると思いますけれども、こういうのを含めて、市が本当に農業が大事だということになれば、負担金とか、そういうのが大きなものになって、それが退職金になってしまうわけですね。退職金とか給料にね。試験を受けてない人が退職金やそういうのをもらうこと自体も、やっぱりこれから、先ほど市長が言いましたから、改めていただいて、できることなら、弥富とか海部郡の中には市長が4人おるかな。4人おれば、そういう方が理事長をやっていただくと金の流れもよくわかるし、事業の流れ、それから農業者の気持ちもよくわかります。蟹江町に住んでおって、面積の小さいところに住んでおって、弥富のことがようわからんようになる。こういうことも含めて、やっぱり弥富市の方とか、本当に農業の多いところ、例えば愛西市とか弥富市とか、こういう人が理事長をやれば、本当に農業の正しい、本当に農業をやれるということができると思いますので、今後とも農業を大事にするためにも、やっぱり市長を中心としてやっていただけるよう希望を申し上げておきます。

一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩をします。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、お願いをいたします。

○5番（三宮十五郎君） 私は、通告に基づきまして、弥富の福祉は後退させないと、この間、市長も機会あるごとに述べてこられたことを引き続いて市政運営の基本とされることを強く求めまして、市長に4点にわたってお尋ねいたします。

地方自治の最大の課題は、住民福祉の向上、生命と安全、暮らしを守ることにあることは法の定めにもあり、ひとしく市民の皆さんが求めるところでございます。

その市長が、昨年12月に中期財政計画の発表とあわせまして、保育料を初め、国・県の基準を上回るような市民サービスを見直すと表明されたことに驚き、その真意を詳しくお尋ねしたい。また、歴代の町政、市政が住民と力を合わせて進めてきた町政、市政から何を引き継げば、住民福祉と市政の発展に本当に寄与することができるかを最初にお尋ねいたします。

率直に申し上げますと、住民の皆さんの暮らしの願いに本当に寄り添ったときこそ、町政、市政の前進があったというのが、皆さんの御支援をいただきまして、私が昭和43年に初めて町議会に送っていただき、12回の選挙で11期目の議員を務めさせていただいている私の思いでございます。

元気な名古屋とよく言われますが、西尾張9市と隣の蟹江町を含めまして、10市町では3市1町で、平成17年度に比べて23年度末で人口が減り、また同じ時期に子供はゼロ～4歳で最大で20%、ゼロ～14歳では16%、いずれか、または両方で5%以上の子供が減少しているところが6市1町でございます。また、税収では、平成20年度に所得税の一部を住民税に振りかえる交付税の削減やさまざまな国の補助・負担金の削減と引きかえに税源移譲が行われたことや、その直前の大幅な庶民増税等によりまして、どの市町でもピークを迎えましたが、雇用制度の大幅な破壊だとか、そういうことによります国民の収入の減少によりまして、あるいはまた、それに伴う、とりわけ中小企業などの事業が大変厳しくなっていることなどの中で、人口1人当たりの税収で比較しますと、23年度決算では8市1町は当時の95.3%から90.4%に落ち込んでおります。

その中で弥富市は100.6%となりまして、新年度予算でもこれまでの最高の税収を見込んだ予算が今議会に提案をされております。その背景には、西部臨海工業地帯への企業立地やその背後地への倉庫、運輸業などの進出もありますが、子育てするなら弥富と言われるようになりました。住民と町・市政の果たした役割も極めて大きなものがございました。

私が議員に最初にさせていただいた昭和43年当時は、折からの高度成長や、それに伴うインフレなどの影響もありまして、年に2回ずつ保育料が上がっていたときでありまして、また

さらに、30年代の後半から40年代の中ごろまでは国勢調査のたびに3,000人を超える人口の増加がある。その後、さらに50年代の前半のときには4,800人を超える人口の増加があった、そういう時期でございました。

そのために保育所に入れない人が続出するようなときでありましたし、また他の市町が当時保育料が年に1回値上げをしておりましたが、当時の弥富町は国の言うとおりに年に2回ずつ保育料を上げていたということもありまして、この海部地域で一番高い保育料でありましたが、他の市町に倣うなら、今まで値上げをした分を全部ストップすべきだということで、4年間値上げを中止しまして、海部地区で当時一番安い保育料になりましたし、また人口急増と学校の校舎の老朽化対策などに予算がかかるとして、保育所を新たにつくらないということを町の方針として発表された時期でもありましたが、弥生学区の父母の、保育所をつくってもらわなければ私たちの暮らしが成り立たないという強い要請の請願がありまして、さきに全面改築されました弥生保育所がつけられた時期でもありました。

非常に財政が大変なときでありましたが、住民の皆さんの願いに応えるという決断を当時の町長がされて、希望者が全員入れる弥富の保育をという出発点が築かれたものでございました。

その後、白鳥小学校だとか、北中学校の建設などで公債費比率が、今では考えられない13%前後となった時期が昭和の末期にございましたが、その当時、財源対策といたしまして、市街化区域内の土地と建物にかかる都市計画税の導入を町が提案いたしました。当時、年に10%土地の税金が上がっているときで、それに建物を含めて、20%を超えるような都市計画税の上乗せが行われると金魚も農業も成り立たなくなるということで、農家の皆さんを中心としまして導入に反対する声が広がりまして、議会もやはりこれは本当に考えなきゃなんということで、9月議会から翌年の3月議会まで3回の議会、半年かけまして議論を重ね、議会が議案を否決するという対応が行われました。

さらに、その後、3歳未満児の医療費無料制度の実現を求める請願が町議会で全会一致で可決され、県の制度として実施するよう意見書を出すなどして、その後、実現してまいりましたが、その審議の中で、当時の町長は、順次この無料制度については年齢を引き上げていくという表明がされており、平成19年の4月には、飛島村に続いて、県下で2番目の中学校卒業までの無料化を実現したものでございます。

また、当時、町で一番大きな区画整理事業を行うことになりました平島中は、地価の一番高いときに計画をしたことで、その後、地価が下がり続けたわけありますから、そういうことを想定せずに計画した事業でございますので、大変心配をしておりましたが、この医療制度無料が順次拡大されてくる中で、毎週のように不動産広告が、子供の医療費が小学校卒業まで無料だとか、あるいは中学校卒業まで無料という広告がこの海部地域だけではなくて、

名古屋の西部だとか、桑名、三重県のほうまで出されるというようなこともございまして、大変な状態を多分区画整理を担当された皆さんはされたと思いますが、無事に終わらせることができいております。

さらに、特に今、子育て世代の収入が大変不安定で、親のすねがかじれないというような状態が広がっております。その中で結婚して、子供を育てるというような人々にとって、医療費や安心して入れる保育料、安い土地は大きな魅力となり、個人市民税の増加率は9市1町で、一番、固定資産税の増加にもかなり大きな力となっております。

さらに、市街化区域の農家の皆さんが税金対策としてアパートなどを建設しましたが、その人々の営業を支える上でも、これらの諸施策が大変有効に働いているというふうに私は見ております。

先日も、ある職員OBの方が、いろいろありましたが、弥富の歴代の町長や市長さんは、他の市町に比べても住民の声を聞ける人だったし、議会も時には町長や市長にはっきりだめだという声を上げてきたこと、福祉をしっかりと力を入れていくということを、こういう大変なときだからこそ一層考えてもらいたい。現職の職員の人たちもそんな思いを持っている人が少なくないですよと私に話してくれましたが、こうした住民の声や職員の声にしっかりと耳を傾け、住民の生活を守るための最大限の努力をしていくという歴代の町政、市政が続けてまいりました立場をしっかりと継承していただきたいと思いますが、市長のお考えをまず伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に順を追って御答弁させていただきたいというふうに思っておるわけですが、私は、この立場に就任をさせていただいてから6年が経過し、この春から7年目を迎えておるわけですが、弥富の福祉は後退させないという状況の中で、さまざまな施策、事務事業をやってきたつもりでございます。

今、少子・高齢化社会における社会保障、医療、介護、年金、子育て、新たに今回は社会保障という枠の中に子育て支援という枠組みも入ってきたわけですが、これは、地方の自治体のみならず、県のあり方、あるいは国におきましても、前政権におきましても、コンクリートから人へという状況の中で、人に対する思い、今まで国を支えてきた人々に対するさまざまな諸問題をどのように解決していくかという、年金の問題を中心としてあったわけですが、また、今支えている、先ほど三宮議員もおっしゃいましたような現役世代に対して、どのように税の負担を軽減していくかという、いろんな形で国の段階でも問われておるわけですが、

まさにそれぞれの立場における行政の中核的な存在が今まさにこの社会保障ということであるというふうにも認識しておるところでございます。

3党合意に基づく社会保障・税一体改革というような状況の中で、来年の春、消費税増税ということが考えられておるわけでございます。今、この社会保障の財源をどこに求めているかということの中で、3党合意ができ、来年の5%から8%という状況が今考えられているわけでございます。さまざまな条件はついているわけでございますけれども、この社会保障を支える大きな財源として、国全体で、国民全体で考えていこうということだろうというふうに思っております。

今後、私たちは、今、政権のさまざまな諸事業に対する、あるいは施策に対することの中で注視をしていかなきゃならないというふうに思っております。

一方、平成25年度弥富市の予算におきましても、この社会保障ということについてはしっかりと手当てをさせていただいておるところでございます。一般会計におきましては、民生費全体で約40%という金額が今一般会計の中で占めておるわけでございます。また、特別会計におきましては、御承知のように国民健康保険事業、これは弥富市で42.5億かかるような状況で、来年度は101.4%という予算をつけさせていただいております。また、介護保険におきましても24億3,000万、その伸び率は104.5%でございます。また、後期高齢者医療については4億円という予算をつけさせていただき、109.2%でございます。これはいずれも基本的には扶助費、義務的な経費という形の中で私どもは考えながら進めていかなきゃならないだろうというふうに思っておるわけでございます。

このような状況と裏腹に、私どもとしては、防災・減災的な政策的な経費であるとか、あるいは投資的な経費という状況の中でのさまざまな建設事業、あるいは土木事業というのがあるわけでございますけれども、土木費におきましては、対前年度よりもマイナス2億円でございます。前年比が83%という状況でこの平成25年度の予算を編成させていただいております。

このような状況で、市民の負託のある土木経費につきまして軽減しているという状況も正しく御認識をいただきたいと思っております。福祉を後退というような状況ではなくて、やはり社会保障・税一体改革もあるかもしれませんが、今年度としては、私たちは市の役割をはっきりと果たしていかなきゃならないというふうに思っております。自助・共助・公助という形の中で、議員の皆様方の御理解もいただきながら、この制度を進めていきたいというふうに思っております。

子育て支援について申し上げます。

御承知のように中学3年生までの医療費の無料化は来年度も継続します。そして、保育料は県下の中でも最も低い水準である保育料を17年間改正せずに据え置いてまいりました。これも平成25年度は実施をしてまいります。そして、児童館、児童クラブ、子育て支援センターについても力を入れておるところでございます。

このような形の中で、今、三宮議員がおっしゃるように、この少子化の時代に私どもの弥富市においては、子供さんの数が横ばいを維持しているということにつきましては、弥富市の子育て支援策が一定の評価をいただいているというふうに私も確信をするところでございます。

また、ホームページのキャッチフレーズといたしましては、「子育てをするなら弥富市へ」という形の中でお願いもしてきているわけでございます。また、平成25年度におきましても、新しい白鳥保育所の建設事業に着手してまいります。また、児童クラブにおきましても、利用児童の年齢の拡大を図りながら、日の出小学校の新しい開校に向けて、日の出の児童クラブを新設してまいります。また、保育サービスの向上においては、弥生保育所が3カ月の子供さんから、そしてひので保育所につきましては6カ月からお預かりするという形で保育サービスを拡大してまいります。

こうした過去からの議員各位の皆様方の御努力、御協力において、今まで維持向上してきたわけでございます。本市におきます子育て支援策が今後も後退しないような形で、最大限の努力をしていくところでございます。

しかしながら、昨年の12月議会のほうで御提案申し上げました平成25年、来年度から29年の中期財政計画の内容をお示しさせていただいたわけでございます。今回の最大のポイントは税収の問題でございます。いわゆる市税と言われる基幹税であります個人市民税、そして法人税、あるいは固定資産税というのは、平成29年までほぼ横ばいの状態が続くだろうということを思っております。

そして、今、大きな税収という形で私どもが運用させていただいているのが、合併算定がえの特別交付税でございます。これが27年度までは6億6,000万円という歳入であるわけでございますが、それ以降、年々減ってまいりまして、平成32年には終わり、そして33年からはこの合併算定がえの地方交付税はいただけません。そういう状況のものを私たちは歳入面においてしっかりと理解をしていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

一方、歳出面におきましては、さまざまな社会保障費の増大であるとか、あるいは保育所、庁舎建設の事務事業、あるいは土木事業、あるいは防災・減災の政策的な事業、あるいは特別会計、国保であるとか、介護であるとか、あるいはまた公共下水道事業に対して一定の繰出金を支出してまいらなければなりません。そういう状況の中であって、私は社会保障のさまざまな分野における問題と、そして政策的、投資的な事務事業ということに対して、バランスをとってまちづくりは進めるべきであろうというふうに思っております。そうした状況の中で、今後、行政経営をしていく中において、社会保障だけを見ながらまちづくりをするわけにはまいりません。そうしたことも含めながら御理解をいただき、財政の健全化を図っていかねばならないだろうというふうにも思っているところでございます。

また、税収の軽減というか、税収の減額ということに対して、どのような考え方があるかということでございますけれども、これにつきましては、さまざまな形で私どもとしても努力してまいらなければなりません。しかし、大きくは合併算定がえの税収というのが減額になってくるわけでございますので、さまざまな諸事業に対して、大変難しい言い方になるかもしれませんが、一つの考え方として、都市計画税を考えていかなきゃならないだろうというふうに思っております。これはしっかりと委員会等で踏まえて、私どもの財政計画と合わせながら御検討いただければというふうに思っております。

固定資産税の課税標準額の100の0.3以下という形の中で都市計画税があるわけでございますが、愛知県38市の中でこの税が導入されていないのは3市のみでございます。私ども弥富市、そして隣接の愛西市、あま市さんでございます。そういうような状況の中において、さまざまなこれからの投資的な問題、あるいは政策的な事業、こういったことに対して、どの財源を当てはめていくかということは大変重要な問題であります。そうした形の中において、皆さんと歳入、税収の中でいろんな角度から検討していきたいというふうに思っております。

また、最終的な保育料の改正についてでございますけれども、議員御承知のように、新しい政権での、いわゆるマニフェストという状況の中で、公立保育所、あるいは私立の幼稚園、そして認定こども園ということに対して、3歳から5歳児に対して無償化が今進められております。大きな財源を必要とするわけでございますが、6月をめどに一定の答申を出していくというふうにも言われております。私は、保育料の改正につきましては、この答申内容を十分考えなきゃならないというふうに思っております。今ここで保育料を改正しますという明言は避けたいと思います。いわゆる国の子供に対する制度の概要をはっきりと掌握しながら、子供の保育料については考えていかなきゃならないだろうというふうに思っております。御理解を賜りたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 中期財政計画を見ると、要するに赤字になっていくからという説明をするためにつくられたようなふうに私は思っておりますが、ただ、今、市長もおっしゃられましたように、消費税などを財源というふうにお考えになっておられる。少なくない市町村長や地方の首長はお考えになっておられますが、例えば前回も消費税を5%に上げられて、消費税の税収そのものはその当時の7兆6,000億円から、現在12兆7,000億円にふえておりますが、もう一方で、法人税は当時の23.3%から14.8%に大幅に減少しておりますし、所得税、住民税、これ個人ですね。消費税は7兆6,000億円から12兆7,000億円に、法人3税は23兆3,000億円から14兆8,000億円に減額しております。所得税と住民税につきましては、28兆円から24兆5,000万円、その他の税が31兆5,000億円から24兆3,000億円。要するに税収全体は1996年の5%に上げる前の90兆3,000億円から、要するに働く人たちの所得がふえない状態

がずっと続いている中で、2010年度は76兆2,000億円に減っております。しかも、先進国で経済成長がとまっているのは日本だけで、むしろ後退している。先進国の中で経済成長しているのは、勤労者の収入をふやした割合と経済成長の割合はイコールでありまして、先日の国会の議論の中でも、本当に今は使えないお金が大企業に内部留保でじゃぶじゃぶとたまってあって、その1%を使うだけでも相当の企業が月1万円以上の給料の引き上げができる。一応総理も麻生大臣も要請をすると言いましたが、要請しただけで、実際にはこの問題が解決しない限り、財源を消費税に求めたら、結局そういうことをすれば、ほかの財源が減っていくということでございまして、やっぱり今、市町が本当に考えなきゃならんのは、もう一方で、例えば弥富市の場合でもそうでございますが、さきに介護保険の24年度のときに階層別の人数等も、24年の当初だと思いましたが、聞きましたが、例えば平成20年度に世帯も本人も非課税の加入者は1,362人で、全体の15%を占めておりましたが、24年度の当初では1,738名となり、全体の17.8%ということで、この間にふえた人数のうちの半分以上が御本人も世帯全体も非課税という人たちがふえて、しかも、全くゼロの人でも、生活保護を受けていない限り、2万円を超える負担を年間しなきゃならんというような状態で、ますます働く人たちの収入、あるいは高齢者の人たちの収入も減る。若い人たちの収入はさらにひどいと思います。

そこに加えて、結局税収、個人市民税はずっと落ち込み続けていますよね。年少扶養控除をやめたことから、多少のとどまりはあります。収入がふえて、負担ができるということじゃありませんので、やっぱり本当に今議会でも、あるいは市長自身もかつて委員会審議の中でも申されましたが、やっぱり国民の懐を温めるという本当にきちんと国の政治が向かっていくという方向に御尽力いただきたいということを強く求めて、次の質問に移っていきたいと思います。

次の質問ですが、時間がそんなにないもので、2つ目の質問は飛ばして、3つ目の質問に入っていきます。

財源不足を心配されるなら、やはり私は下水道事業や庁舎建設なども含めて、身の丈に合ったものにしていくということもかなり力を入れていただかなきゃいかんのではないかと。さっきも市長が申されました弥富の福祉を後退させないという立場から、私たちも協力できることは積極的に協力をするという立場をとってまいりましたが、前にも私、申し上げましたが、今、大変心配しているのは、集落排水も公共下水道も実際に将来負担がどれだけかかるかということは基本的に明らかにせずに事業計画がつくれ、さらにどんどん事業が進んでおります。しかし、23年度の決算委員会の中で委員の質問から市側の答弁もございましたが、今、集落排水につきましては6処理場で供用開始をしております、一番最後のところはまだ半分を下回るような利用しかしておりませんが、それにしましても、実際には直接か

かる電気代だとか、清掃費なんかの人件費を除く維持管理費の44.8%しか料金では上げられないと。さらに、これに支払い利子を含めた実際の経費を含めて考えますと、40%を割り込む負担しか、30%台の負担しかできない。

さらに、減価償却費を想定していないわけではありますが、そろそろ最初にやったものにつまましては電気機械設備の更新という問題が出てきます。それは全然手当てがされていないわけですから、結局、今、県のほうも集落排水についてはそういう時期に立ち至って、手当てができれば、公共下水道につないでいくという方向も検討しているということで、実際にできない計画をいかにもできるようにいって進めてくる。そういう格好で事が進められるということが一つと、公共下水そのものにつつましても、事業費で実人口で割りますと、弥富市が直接施行する分で、多分1人当たり72万円前後の負担になります。さらに県のほうで施行するものが恐らく50万前後の事業費があって、今は料金のうち100円は県に払うと。あるいは、それにさらに資本費という形で、500立方メートル以上の1カ月使用のところはまた一定の負荷をすると、こういう仕組みになっておりますが、いずれにいたしましても、減価償却費という形での将来負担については全部棚上げになっております。

私が一番心配しているのは、ここは単に、いずれ借金の支払いが少なくなれば何とかするということなんです、借金の支払いが何とかなるというのは70年も80年も先の話であって、建設事業そのものが終わるのは開始から全体で50年近くかかるわけではありますが、そのときには、施設の大規模な更新が始まっている時期ですね。そういうことを考えますと、実際に将来負担がどうなるか。

結局、海部南部水道で私どもは水道料金が高いということをずっと問題にしていまいりましたが、例えば管路でも、豊橋の場合でいいますと1人当たり5メートル59センチ、愛西市の八開村と旧佐織町の区域で7メートル53、海部南部水道の区域は9メートル49センチということで、もう減価償却費でも、愛西市や豊橋市は、処理場も浄水場も含めた減価償却費でも、豊橋市が40円余りだとか、愛西市が30円余りではありますが、海部南部水道は同じ時期に54円の減価償却費を負担して、水道料金として皆さんにいただいているわけではありますが、海部南部水道の1人当たりの固定資産の総額は28万7,000円です。今、実際に供用開始しております集落排水の6処理場の1人当たりの固定資産144万2,000円になります。さらに、公共下水のほうだけでも71万7,000円、これに県の分が乗るわけですから、本当に海部南部水道の何倍というような投資をして、それを維持管理して将来的にやっていくということを考えましたら、この問題、いつまでも先延ばししてはならない問題だと思いますので、本当に今の財政状況やそういうのを心配されるのなら、この問題についてもやはり市としてのあるべき方向について、料金で負担をすとか、市が負担をすということでは負担し切れない問題が発生してくる。これは今の市長が初めにやられた事業ではありませんから、私

どもは始めるときにそういうことをきちんとしてほしいということを強く申し上げましたし、国もそうすべきだということを、総務省のほうは当時そう言うておりましたが、国が保障して、県が保障してやるという、建設省はいいと言っておるし、県も応援すると言っておるから大丈夫だということで、そこの議論は置き去りにして進んできましたが、この海部南部水道の状況とほかの水道との料金の違いですが、実際の投資額からいったら桁外れの投資になってまいりますので、この件についてはよく御検討もいただきたいということが一つ。

もう一つは、庁舎についても、当然なるべく立派なものにしたいという思いはお互いにあると思う。もう一方で、やはり多額の将来負担を伴うという問題でありますから、ここは必要最小限のものにしてやっていくと。先ほど市長は、本当に道路なんか、土木費も大変だ。私たちが見たって、舗装なんか随分ひどいですから、何とかしてほしいというのがたくさんありますが、問題は、弥富市がこの平成17年以降、最初は十四山と弥富がそれぞれやっていたんですが、この間の投資的経費ですね。建設費に充当した費用の割合というのは、蟹江も含めた尾張9市1町の中で一番弥富が多いですよ。少ないところの2倍ぐらいの投資をしてきています。だから、そういうことでいうと、確かにいろんな施設の更新時期を迎えているということから大変な時期、あるいはこの間、学校を新たに発足させたり、弥中は全面改築をやったということもございますので、いろんな窮屈な思いをしてきておるわけですが、さらに今後、財政問題が消費税頼みというのは私は余り頼りにできない問題だというふうに思いますので、今、市町村ができることは、なるべく皆さんの暮らしの質を落とさない。そういう中で工夫をするということが求められている時代でもありますので、その辺の市長のお考えもお伺いしておきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員のほうから、大型プロジェクト事業である下水道事業であるとか、あるいは庁舎建設についてのお尋ねでございます。

第1次総合計画の中で、次の時代の環境整備をという形の中で、アンケートをとった結果として、一番市民の皆さん、住民の皆様が要望されているのは、次の時代の環境をしっかりとやっていただきたいということでございます。そうした形の中で、さまざまな事業の形態は違いますけれども、農業集落排水事業、これは十四山東部、平成25年度最終という中で、26年度、皆様方の御協力で供用開始することができました。弥富市で最後の農業集落排水事業でございます。また、限定地域におけるコミュニティー・プラント事業についても推進をさせていただきました。また、全域での公共下水道事業というのが平成22年3月から供用開始がされ、今、面展開をさせていただいておるところでございます。この公共下水道事業というのは、条例で定めた以上は、私はひとしく地域全体で公平に共有されるべきであろうというふうに思っているところでございます。

そうした形の中においては、今、市街化及び市街化の周辺という形の中で、順次面展開をさせていただいておるという状況でございます。

進捗状況について、少しお話をさせていただきますけれども、当初は平成15年から工事に着手し、平成36年でその計画をとということでございましたけれども、やはり財政状況等を考えながら、その整備計画の見直しをしたわけでございます。平成20年度には見直しをさせていただきまして、平成50年度までの計画とするという形の中で、平成16年から平成50年という形で、公共下水道事業は34年間の長期にわたる事業でございます。そういう状況の中におきまして、面展開としては867ヘクタール、そして平成24年度までに170ヘクタールを面展開させていただきました。全体の面積の約20%でございます。その面積の中での供用開始という形の中では、約40%強の住民の皆さんから接続をさせていただいておるということでございます。この接続については、今後をお願いをしていかなきゃならないということでございます。

建設費につきましては、総額260億という、先ほど三宮議員のほうからもありましたように多額の財源でございます。今まで約60億も投資をしてまいりました。残り200億ということに対しては、国の補助をいただきながらやっていかざるを得ないということは、私ども弥富市だけではございません。この公共下水道事業をやっている4市2町いずれも同じような状況であろうというふうに思っております。平成25年度は国のほうから7億3,000万の予算をつけていただいた次第でございます。今後も投資としては非常に大きくなるわけでございますけれども、先ほども言いましたように、次の時代の環境整備をする。市地域の全体という形の中で公平にしていかなきゃならないということの観点から、この事業をしっかりと進めさせていただきたいというふうに思っております。

その間、更新事業であるとか、今、三宮議員が御心配されました減価償却費をどのようにやっていくんだということも非常に大きな問題であろうというふうに思っております。これにつきましては、今現在は減価償却に対する試算はしておりますけれども、一区切り一区切りという状況の中で、やはり私どもは市民の皆様にも公表していくべきだろうということを思っておりますので、供用開始から10年を一区切りにして、しっかりとした、いわゆる減価償却、あるいは更新事業というようなことについてもやっていかなきゃならないだろうというふうに思っておるところでございます。

また、この平成25年で全ての事業が終わります十四山東部における農業集落排水事業でございますが、この農業集落排水事業につきましては、今まで総投資119億を使ってまいりました。13年間あるわけでございますけれども、平均約9億という大きな投資をさせていただきました。そういう状況の中において、収支が極めて厳しいという状況は理解できます。例えば平成22年度ではマイナスの2,900万、そして平成23年度の収支状況におきましてはマイ

ナスの3,400万という状況が農業集落排水事業の状況でございます。これにつきましても、今までの供用開始した部分につきましてはしっかりと接続をしていただくということを念頭に置きながら、これからについても農業集落排水事業の運営に当たっていきいたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、三宮議員から御指摘のように、この公共下水道事業については多大な資金を必要といたします。まずは市街化及び市街化周辺区域の中からしっかりと整備をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、庁舎の問題につきましては、今までもいろんな形の中でお話をさせていただいておるわけでございますが、現在の庁舎は老朽化が進んでおります。経過としては、約46年経過したわけでございます。また、東日本大震災から、災害に対する初動体制ということに対しては庁舎の役割は非常に大きいということでございますので、しっかりと計画を立て、整備をしていくべきだろうというふうに思っております。

また、資金計画につきましても、過度な投資はしないというふうに思っております。次の時代に大きな負担を残すことのないようにやっていきたいというふうに思っておるわけでございます。

また、資金計画の具体的な内容につきましては、公共施設の整備基金及び財政調整基金の活用と合併推進債を予定しているところでございます。合併推進債は対象経費の90%まで借入れが可能であり、元利償還金の40%が普通交付税に算入されますので、この制度をぜひとも利用しながら、私どもとしてはしっかりとした庁舎を、また市民の負託に応えていく庁舎を建設していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 私が前から申し上げている一番肝心なところは、実際に、もう集落排水がそうですよね。このままでは維持できないから、処理場がだめになったときには公共下水につながんことを県も言い出していますし、この間の決算委員会の中でもそういう議論がされているような状況です。何か下水道を全部つなぐことが環境問題だというふうに、原発は安全だということと同じように、下水道ができればという思いがあるようですが、自分たちで負担できる、あるいは将来の人たちが負担できる範囲なら、私はそれはそれで構わないと思います。だけど、実際に、例えば今の60代以上の弥富で生まれ育った人たちは、少なくとも伊勢湾台風前は今の公共下水で泳いでみえたと思うんですよね、多くの皆さんが。だから、要するに全部下水につながなければ、污水問題は、環境問題は解決しないということは、やっぱりこれは今の財政状況や何かを考えれば、私たち自身の経験やそういうことから見たって、要するに環境との関係で河川が自然に処理できる範囲のものであれば自然界で浄

化されていく。だから、水道のように全部つながなければ、下水道はだめだという考え方というのは、今の時代というのはやっぱり考え直さなければならない問題だと思いますし、同時に本当に、市長が今おっしゃられたように、借金を返す費用の一定部分は補填されるんですが、今後更新する費用については基本的に市町の負担ですから、ここができない計画になっておることがなかなか、実際に始めた事業ですから、そこを県も容易に認めないんですが、既に東北なんかでは早くから、人口密度が低いということもありますが、大幅に公共下水道の計画は見直して、合併浄化槽、その他の方法の処理に大幅に切りかえておりますので、やはりそういう問題として、今、時間がありませんから指摘だけして、私はいろんな機会を使って、またこの問題にはあれしていきたいと思いますが、あと最後の問題で、要するに今回の中期財政計画そのものについて少しお尋ねをさせていただきます。

資料をお持ちの方は7ページと12ページをごらんいただきたいと思います。この計画は、市長もお話がありましたように、この5年間の実際の状況を踏まえ、また24年度の収支見込みを基礎にしてつくったというお話なんです、まず税收について、事実はどうだったかということなんです、19年度は市長が編成した予算ではありませんでしたが、それにいたしましても、一番基本的な収入であります税收は、当初予算に比べて5億5,300万ふえていますよね。それから、最終見込みに対しても1億500万ふえています。さらに、その後、20年度以降は市長が編成された予算であります、当初予算に比べて、20年度は2億4,200万、最終見込みに比べて、なおかつ8,100万。21年度は、当初予算に比べて1億6,700万、最終見込みに対して1億3,600万の増。それから、22年度は当初予算も最終見込みも同じでございますから、1億9,500万の予算計上せずに収入がございました。さらに、23年度はこれまで史上最高の税收となったわけではありますが、当初予算に比べて2億3,400万、最終見込みに対して8,700万という増収がありました。

これと、また基本的な収入の一つであります、これは市税と連動しますが、地方交付税についてもかなりの割合で、特別交付税の関係だと思いますが、増収がございます。

もう一方で、25年度以降のこの計画のほうの繰越金を見ていただきたいと思います、前年度からの繰越金は3億円で想定しております。しかし、実際に19年度から23年度まで、最終見込みで予算を組んでいて使わなかったお金というのは年平均で4億5,600万ありますよね。だから、実際に3億円組んでいるんですが、前の年から使わずに残したお金が年平均4億5,600万発生します。さらに、さっき言ったような形で、税收が、当初予算に比べても、最終補正予算に比べても発生します。

そういう形で今の25年度の予算を見ますと、74億8,900万のたしか予算だったと思いますが、これにこの間の平均の当初予算に対する税收増加分を計算しますと、2.9%余りありますから、3億4,900万ほどの増になりますが、交付税が当然減額になっておりますの

で、1億円ほど減額になっておりますので、税収で今までどおりだとふえる額は2億4,900万と。さらに、使わないほうが、今までと同じような考え方でもし予算が編成されておるとすれば、年平均4億5,600万でありますから、それと2億円余りを足しますと、実際には4億8,500万ですか。これに対して、今予算で、見込みのほうで2億4,700万円の赤字と言っておりますが、差し引きしますと3億3,000万円ほどの黒字になる。こういう予算の組み方を弥富市はずっと続けてきたんですね。本当に新年度から実態に近い予算にするということを決められた見通しなのか、従来のこういう弥富市の方式をもとにつくられたものか、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。御答弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） まず、財政計画の税収につきましては、平成24年度に当初課税をした結果、それは当初予算に組んだ額よりも調定額が多かったものでございますので、その金額をもとに、つまり平成25年度の最終見込み額をもとに税収の計画は立てております。

いろんなことを御質問されてみえますので、質問の順番とはちょっと前後するかわかりませんが、まず税収が当初予算において少なく見積もってあって、最終見込みでふえておるといのは過去からの流れでございますが、今現在の、要は予算総額の編成の方針といたしまして、市税と地方譲与税、各種交付金、これらの予算額をもとにいたしまして基準財政収入額を推計いたします。それでもちまして、普通交付税と臨時財政対策債の発行額の予算額を計上しておりますので、仮に市税の予算が低く見積もられれば、交付税と臨時財政対策債発行可能額の予算を多くして見積もります。したがって、それらを含めた合計額、こちらの予算額と最終見込み額には大きな誤差はないような形で計上しています。ちなみに市税と地方譲与税、各種交付金、普通交付税、臨時財政対策債、そして今回計上させていただいておりますが、減収補填債、これらの合計の24年度の当初予算額におきましては97億4,521万1,000円でございますが、今回の補正後の最終見込み額は97億4,067万5,000円で、その差は453万6,000円となり、ほとんど誤差はない形になっております。

それで、最終的にその最終見込み額よりも、実際決算額ではさらに多くの収入が入ってくるといことでございます。そちらにつきまして、繰越金の予算額が計画では3億円になっておると。現実、ことしの当初予算は3億5,000万を計上したわけでございますが、実際この3億5,000万よりももっと多くの繰越金があるではないかということでございますが、当初予算の編成におきましては、財政調整基金の繰入金も計上しております。これ、本年度におきましては3億円というふうに計上しておりますが、こちらにつきましては、庁舎建築等、目的がある場合は最終的に取り崩すことはやむを得ないものと考えておりますが、そういった状況じゃない場合、当初に計上した財政調整基金繰入金には最終的にはその決算額がゼロ

円、つまり現金・預金を当該年度において減少させないようにしたいと考えております。そういった形で、最終的には現金を減らさないためには、繰越金と財政調整基金の繰入金の合計額を幾らにすれば減少させないことができるかという観点で計上して合計額を決めております。ですから、確かに繰越金の予算額より現実の繰越金が多く入るかわかりませんが、それは財政調整基金の繰入金を最終的にゼロにしたいと。現金・預金を減らさないということも考慮しておりますので、そういった形で、単に繰越金の予算額と実際に繰り越した決算額に乖離があるから、決算額のほうが多いからといって、財源不足というのが解消されるものではないと。要は財政調整基金繰入金のトータルという形で判断しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） いみじくも言われましたが、新聞なんかで当初予算が発表されると、これまでの予算は、多いときは十何億も基金を取り崩すとかというような形でやってきたんですが、実際には今みたいなお考えでやっておるもんですから、少なくとも平成23年度までは、合併前の基金は基本的に取り崩さずに、あれだけの全面移転改築だとか、日の出小学校の建設だとか、ずっとやれてきましたよね。さすがに24年度は日の出小学校の2年目の支払いもありますので、多少基金は減る仕組みになっておりますが、だけど、少なくとも市民も職員もあの予算を見たら、こんなことを二、三年続けたら、基金が全部なくなるような錯覚を起こすような予算の編成の仕方なんですよね。結果的には、もともと入る税収で賄える、今、次長のほうから言われたように、庁舎建設だとか学校建設の場合はそういう目的基金は使うけれどもという前提なんですよね。だから、もともと組み方自身が、うちの今の予算の仕組みからいうと、不用額で平均4億5,600万が年間で発生すると。だから、二重計上ですね、使わないお金ですから。こういうのと、今言ったように、実際は現金が減らない仕組みということだったら、やっぱりそういうふうに議会や職員にも説明していただいて、本当にこの状態で、私はあの予算を見ておると、二、三年すると全部お金がなくなるような予算の編成ですよね。終わってみると、そっくりその分が戻っていくというんでは、やっぱり毎年の税収で賄えるわけですね。平成16年までは基本的に税収と交付税は少なくともトータルで当初にほとんど計上していましたよね。そういうこともできるわけでありまして、ただ、弥富の場合、本当に税収なんかが落ち込まずに恵まれておると思いますので、やっぱり本当に皆さんにわかりやすい予算の組み方をやって、職員の皆さんも必要な費用を要求していくとか、今大変な状態の中でやっておりますので、そういう弥富市の財政の状態が、やっぱり議会も一般の職員も市民の皆さんもわかる形にした組み方を工夫していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

- 総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 財政調整基金につきましては、実際会計のほうで資金運用をするためにとか、税収が急に落ち込んだときとか、そういったときのために一定額は当然持っておらなければならないと思っています。それをもちまして、それをとにかく減らすような形の予算、これは先ほど言いましたが、庁舎建築とか、大型プロジェクトで減らすのはやむを得ないと思いますが、そういったこと以外では極力減らさないという形の方針は変えられるものじゃないと考えています。

そうしたときに、そうしたら、どういったことかという、繰越金と財政調整基金の繰入金の合計額につきましては、本年約 6 億 5,000 万になっておりますが、この合計額につきましては、これ以上ふやしたら財政調整基金が目減りするというふうに想定しておりますので、振り分けとして、繰越金を、例えばですけど 3 億 5,000 万を 4 億 5,000 万に上げたら、財政調整基金繰入金が 2 億円になると。5 億 5,000 万に繰越金をふやせば、財政調整基金繰入金は 1 億円ということになるかと思いますが、その合計につきましては、とにかく現金・預金を減らさないためには 6 億 5,000 万が限度というふうに考えております。

- 議長（佐藤高清君） 三宮議員。
- 5 番（三宮十五郎君） もう時間ありませんので、一言申し上げますが、私たち、担当に聞いても、まるでぎりぎりの予算でやっておるからというようなことで、相当現場の人たちは詰められておるような感じがしますし、今言ったように、もともと今まで入ってきたお金で基本的に賄える予算を組んでいますよね。結果的にそうなんです。さっきの 16 年度以前はそういうこともきちんとされておりましたし、だから、そういうことで言いますと、そういう予算編成方針だということなら、そのようにしていく。ただし、きちんと入ってくる税収だとか、交付税だとか、基本的なものについては当初からやっぱり見込んでいくという仕組みをもっと徹底して、繰入金はなるべく過大に計上しないような方法を要請して、とりあえず、また次の機会に質問させていただきます。どうもありがとうございました。
- 議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は 13 時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0 時 11 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、午後、一般質問の予定のあります平野広行議員から関係の資料として配付の依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

- 11 番（炭竈ふく代君） 11 番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、１点目に、ＪＲ及び名鉄の弥富駅整備計画について質問をいたします。

本市には、ＪＲ・名鉄、そして近鉄と、弥富駅は交通結節点として、通勤、通学、病院、買い物など日常生活に密接して、多くの住民が利用する重要な位置と役割を果たしています。

このような状況の中、特にＪＲ・名鉄駅周辺は、踏切での交通渋滞のため危険かつ利便性に欠けることから、橋上駅舎化や自由通路の実現化、また踏切拡幅など、駅周辺の整備につきましてはこれまで幾度と要望をしてまいりました。

弥富市総合計画には、駅周辺の活性化に向け、周辺を含めた一体的なバリアフリー化を進めるとともに、ＪＲ・名鉄駅の橋上駅舎化を促進すると示され、これまで何回か鉄道事業者との協議を進め、推進をされてこられたかと思います。また、議会においても、市長から事業に対して前向きな御答弁をいただいております。しかし、昨年12月議会の折、中期財政計画の中で、市長からＪＲ及び名鉄の駅の整備計画は凍結をさせていただきたいということでお話ございました。しかしながら、駅周辺整備につきましては、多くの市民、住民の期待も大きく、将来を予想して大きな希望を抱いていただけない、凍結されるということに対し、市民からは困惑と疑問の声が寄せられています。

そこで、市長にお尋ねをいたします。駅周辺整備を凍結される理由について、改めて詳しくお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） まず最初に、炭竈議員初め、全ての議員の皆様に対して、12月議会で駅前整備の凍結をさせていただいたことを心からおわびするわけでございます。余りにも唐突な話ではないか、あるいはしっかりとした説明責任がないというような状況でお叱りをいただいたわけでございまして、深く反省をするところでございます。

このように申し上げましたのは、私どもが12月議会に御提案申し上げます中期財政計画という形の中で、財政当局と私、副市長等が協議をした中において、いわゆる来年度から始まります後期第１次総合計画のさまざまな重要事業の中で大型プロジェクト事業をどうしていくかということについて検討をしたわけでございます。そうした形の中で、事前に全員協議会等で説明もなく、このような話をさせていただいたことに少し私の不行き届きのところがあったということをおわびするわけでございます。

そういう状況の中で、駅整備計画の凍結につきましては12月議会で申し上げたとおりでございますが、12月に策定いたしました中期財政計画の見通しについて、第１次総合計画との位置づけでさまざまな重要事業があるわけでございます。一つは、新庁舎の建設事業、あるいは白鳥保育所の建設事業等々の投資的な経費に充てなきゃならない経費でございます。また、3・11から2年経過するわけでございますが、防災・減災計画という中でのさまざまな課題があるわけでございます。そういった政策的な経費ということについて優先順位を高め

ざるを得ないというようなことを考えているわけでございます。

そうした形の中で、平成25年度におきましても、一般財源を6億円とした場合のさまざまな投資的な経費ということを立案させていただき、25年度の予算を提案させていただいております。

そうした状況から、平成25年から28年にかけて約2億5,000万ほどの財源不足が生じてくる。また、平成29年以降はさらに財源不足の増加が加わってくるというふうに思っているところでございます。

一方、税収が伸び悩む反面、生活保護を中心としたさまざまな扶助費の社会保障関連経費が伸びている状況でございます。そういったことに対して、我々はこの大型プロジェクト事業である駅前整備計画、皆様にも御提案申し上げておりますけれども、三十数億円の大きな事業でございます。そういう状況の中においては、毎年2億5,000万ほどの財源を用意していかなければならないということにおいて、第1次総合計画の後期の中で実現することは不可能だろうという形の中で凍結をお話しさせていただいた次第でございます。財源が足りないということでございます。

第1次総合計画の後期の計画につきましては、前期の策定委員の皆さんを中心として、新年度からその後期計画の状況についてお話をする機会がございます。策定委員会の皆様にもしっかりと説明をしていかなきゃならないということでございます。

以上が12月議会でこの駅前整備事業を凍結した理由でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいま計画の見直しの中で財政上凍結せざるを得ないという御答弁をいただきました。

これまで弥富駅前周辺の基本計画策定事業として業務委託料も予算計上されてまいりました。また、大学准教授を中心としたプロジェクトチームも編成をされ、研究・検討に御尽力をいただけてきました。そして、昨年の中ごろですね、3月から4月にかけて、名鉄とJR間の空き家となっていた家屋も皆様方に御協力いただいて取り壊しがなされました。見通しがよくなったねと市民から大変喜ばれています。こうした取り組みの一つ一つが安全対策につながるものと考えます。今でも駅周辺道路の整備や橋上駅舎化、また自由通路についても、鉄道事業者との協議など、大型事業であるゆえ大変な御努力をしていただいたと思いますけれども、市民の皆さんにおいては一日も早く整備をされることを望んでおられます。

そこで、駅周辺整備については、ただいま凍結ということではございましたけれども、市長として、この先、駅周辺整備に対しお考えがあるようでしたら、お聞かせいただけますでしょうか。

- 議長（佐藤高清君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

この事業に対して、私どももプロジェクトチームをつくり、さまざまな見識者から御意見をいただき、準備をしてきたところでございます。この財産につきましては、これからしっかりと保護しながら、守っていかなくちゃならないというふうに思っております。

今後の取り組みということでございますけれども、議員おっしゃるように、駅利用者を初めとする市民の皆様の安全な通行、あるいは利便性を確保するということは大変重要であるというふうに共通の認識をしておるところでございます。これからも市といたしましても努力を重ね、何とかこの事業が再度取り組めるような状況をつくり出していかなくちゃならないというふうに思っているところでございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、さまざまな諸事業を優先的にやるということも含めて財源不足が見込まれるわけでございますので、この税収がなかなか厳しい状況の中において、新たな財源について検討する時期が来ているかなあというふうにも考えているところでございます。

午前中の三宮議員に対しても少しお話をさせていただきましたけれども、新たな財源確保ということで、この事業を計画していくことができないかということについては考えるところでございます。それは、都市計画税という目的税の導入でございます。この都市計画税においては、駅前広場、あるいは街路整備、下水道事業に充てることができるわけでございます。固定資産税の課税標準額の100分の0.3以下という定めでございますけれども、この目的税である都市計画税につきましては、旧弥富町の時代でも考えられたと聞き及んでいるところでございます。この都市計画税を導入するにおいては、さまざまな皆さんから御意見をいただき、どのような形でこれを具体的にしていくかということにつきましては、これからの大きな課題であろうというふうに思っておるわけでございます。しかし、都市計画事業を進める上において、財源確保という意味においては、都市計画税は選択肢の一つであろうというふうに思っているところでございます。今後、38市の中で導入されていない市が3市でございます。そういう状況も踏まえて、この都市計画税についての議論を高めていかなくちゃならない、そんな時期でもあろうかなというふうにも思っているところでございます。

もう一つは、この駅前事業につきましては、大きなプロジェクトとしてはできませんけれども、事業費を削減して、安全に鉄道を横断することができるような、いわゆる線路をまたぐような、人だけが通れる、いわゆる人道橋というか、そういったようなものをつくって、便宜性を図っていくということも方法としてはあろうかなというふうに思っております。そんなことも後期の第1次総合計画の中で取り組めればというふうに思っております。

いずれにいたしましても事業に伴う財源の確保、あるいは事業費の縮減ということに対し

て、事業内容を見直しさせていただく、そんなことでございます。また、議員各位の皆様からこの駅整備につきましてのさまざまな御意見をお寄せいただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 整備計画を見直しされて、安全性を最優先に、市民の足である、今御答弁いただきました人道橋ですか、そういったことも考えていただける。南北通路については、今後そうした見直しの中でお考えをくださるということで理解をさせていただきました。どうか市民の安全性や利便性の向上、また駅周辺の活性化に向け、計画を断念することなく、今後ともぜひ事業の継続をしていただきますよう強く要望をいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

2点目に、小・中学校の学習環境改善整備といたしまして、小・中学校のトイレの整備について質問いたします。

全面移転改築されました弥富中学校と、この4月に開校予定の日の出小学校は、児童・生徒、また教職員用トイレの洋式化が進んでいるかと思います。それ以外の学校のトイレの洋式化を含めた環境整備について質問をさせていただきます。

これまでも過去に何度か一般質問があり、直近では昨年12月議会で那須議員が取り上げられています。ちなみにそのときの御答弁では、小・中学校の洋式トイレの設置率は平均30%ほどで、まだまだ低いという認識を持っているとのことでした。しかし、教育環境改善が進んだ弥富中学校、日の出小学校の完成に伴いまして、改めてお伺いをいたします。

現在の社会状況、あるいは意識の変化といたしまして、一昨年の東日本大震災の教訓として、学校の耐震化とともに、避難場所としての設置機能の強化が重要となっております。避難場所になっています各学校には、若年や壮年の方々ばかりではなく、足腰の機能が低下した高齢者や障害のある方も多数避難されることが予想されます。そのような方々にとりまして、和式トイレを使用することは極めて困難であり、洋式トイレは、介助の際や身体への負担をより少なく使用することができると思います。そのため、今述べました災害時もそうでございますが、平時における学校の地域開放という面からも、トイレの洋式化を含めたバリアフリーに対応したトイレの環境整備の必要性は大変高いものと思います。もちろんふだん学校で学習をし、生活をする児童・生徒にとりまして、学校トイレの洋式化は今の時代の必然的な流れでもございます。現在、多くの家庭では洋式トイレとなっており、和式トイレ自体を知らない子供たちも多く、幼稚園や保育所のトイレも洋式が多くなっているかと思えます。

そのような子供たちを取り巻く環境の変化の中、小学新1年生など低学年児の中には、和式トイレにふなれなため、トイレを我慢してしまう児童もいるとのことでございます。また、

体調不良などによりトイレの心配をして過ごしている児童・生徒もいるということです。中には、トイレを利用できる休み時間が限られているため、トイレを我慢せざるを得ない児童・生徒もいるのではないのでしょうか。そのため、子供たちの健康への影響が心配をされています。

また、思春期、成長期の生徒にとりまして、他人の目などが必要以上に気になる年ごろでもあり、トイレに関する事柄もプライベートのこととして敏感に考え、行動する生徒が少なからずいることは、私たちの子供時代を思い起こしても想像がつくのではないのでしょうか。

そのようなことから、児童・生徒が快適に安心して学習生活に集中できる環境を整えることは、学校の居心地感を高め、学習意欲の向上や学習に向かう姿勢の改善にもつながるものと考えます。また、トイレの洋式化には、清掃のしやすさなど、衛生面や節水できる等のメリットもあるとのことでございます。

以上のことから、避難場所として、また学習環境を充実させるという観点から、小・中学校のトイレの洋式化など、トイレ環境の整備、改善を一層進めるべきと考えます。これまでも各学校の要望などを踏まえ、逐次トイレの洋式化を進めてこられたかと思えますけれども、今後は全てのトイレの洋式化も視野に入れつつ、あるいは一定の目標値を持って、計画的に整備をしていくべきと考えます。

そこで質問をいたします。

1つ目に、各小・中学校におけるトイレの洋式化の現状と、また認識、そして達成率についてお伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 炭竈議員の御質問にお答えさせていただきます。

洋式トイレにつきましては、高齢者から子供まで容易に利用でき、周囲を汚すことも少なく、衛生的であることから、既に家庭では一般的になっているところでございます。

小・中学校のトイレの洋式化につきましては、学校はもちろんのこと、災害時の避難場所としての役割など、児童・生徒以外の利用も考慮して、洋式化を進める必要性は一層高まっているものと認識しております。

トイレの洋式化の推進に当たりましては、これまでも既存トイレの面積やトイレブースの数、児童・生徒数を総合的に勘案し、順次進めてきたところでございます。

トイレの洋式化の現状と達成率、洋式化率ということでございますけど、今年度、一部施行しました弥生小学校を含めると、小学校全体では30.1%、中学校全体では33.5%となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、2つ目ですけれども、教職員用のトイレの洋式化率は

いかがでしょうか、教えてください。

○議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 教職員トイレの洋式化率についてお答えさせていただきます。

教職員トイレにつきましては、今年度一部施行しました弥生小学校、弥富北中学校を含めますと、全体では34.3%、小学校では19.03%、中学校では57.1%となっております。しかしながら、現在、職員トイレが和式トイレのみの学校が、桜、大藤、栄南、白鳥、十四山東部小学校、十四山中学校の計6校となります。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、3つ目ですけれども、今後の計画と、またもしありましたら達成目標と完了年次についてお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 今後につきましては、達成目標、完了年次を設けることはできませんが、洋式トイレが少なく、児童・生徒数の多いトイレでは、簡易な方法で洋式トイレへ変更する方法も含めまして、順次洋式トイレの比率を高められるよう、財政状況も勘案し、進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 続けて、4つ目ですけれども、それでは、児童・生徒への配慮と、学校が避難場所であるということを踏まえましてバリアフリー化計画についてはいかがでしょうか、教えてください。

○議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 学校のバリアフリー化についてでございますが、避難所となります学校につきましては、新築や増改築などの際につきましては、バリアフリー化の工事等を行うことが必要とされております。これまでにつきましても、校舎の改修時や肢体不自由児の状況を踏まえまして、バリアフリー化や洋式トイレの設置を進めてまいりました。しかしながら、既存の多くの学校につきましては、議員御指摘のとおり十分な状況ではございません。トイレのバリアフリー化が困難な状況もございますが、災害時における避難場所としての役割も考慮し、可能な範囲で、順次バリアフリー化の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、国は現在、小・中学校体育館の天井部材の落下防止の点検を早期に実施するように求めています。当市も、来年度、25年度に小・中学校体育館の天井部材の落下防止のための点検、非構造部材であります天井部材等でございますけど、こちらを行いますので、今後、これらの対策に多額の費用の発生が予想されております。トイレの洋式化等の質的環境改善

と優先順位を勘案して、順次進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 小・中学校のトイレの整備につきましては、ただいま御答弁がございましたけれども、体育館の天井落下防止とともに、順次推進をしていかれるという前向きな御答弁をいただきました。御答弁の中で、特に小学校の教職員用の洋式化率が2割以下であるということ、それから洋式トイレがない学校もあると聞いておりますので、早急な対応をお願いしたいと思います。

また、子供たち、特に低学年の子供たちは、例えば洋式トイレが必要だなということは思っている、要望することなど、口に出して言うことができません。教職員トイレとともに、声なき声を敏感に感じていただいて、これからも子供の立場に立った、必要なトイレ整備を進めていただきますようお願いをいたします。

また、御答弁にもありました体育館の天井材の安全対策ということで、今後多額の費用が予想されるということでございます。日々の子供たちの環境改善に最も大切なトイレ改修につきましても積極的に進めていただきますことを要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

3点目に、食物アレルギーへの対応について質問をいたします。

アレルギー疾患を持った子供への対応についてでございますが、昨年の12月に東京府中市の市立小学校で、チーズなどにアレルギーのある5年生の女子児童が給食を食べた後に死亡した事故が起こり、冬休みを前に大変に残念なニュースが全国に流れました。

給食を食べているときに児童・生徒がおかわりを希望した際、担任の男性教諭が誤ってチーズを使った料理を渡していたことが明らかになっています。同市の教育委員会は、医師や弁護士を含む検証委員会を設置し、再発防止策などを検討するとしています。

当日の給食の献立は、生地にチーズを練り込んだ韓国風のチヂミでしたが、女子児童にはチーズを抜いたチヂミを1食分だけ用意はしてあったのですが、おかわりを求められた際に渡したものが、その食べさせてはいけないチーズ入りだったことに気がつかなかったということでございます。女子児童が食べられない料理にはバツ印がつけられていましたけれども、確認を怠っていたため、おかわりを求められた際に渡してしまったということです。さらに、教職員がショック症状を和らげるエピペンの注射をためらったこともわかっています。

この学校では、昨年の10月にも別の児童が誤って給食を食べてアレルギー症状を起こし、病院に救急搬送されていたことも明らかになってきます。こちらのケースは配り方に問題があり、児童が別の給食を誤って食べてしまったということです。

我が町の未来のある子供たちが、楽しいはずの学校給食で命を落とすことが絶対にあって

はならないと考えます。

そこで、お伺いをいたします。

初めに、我が市の食物アレルギーの子供はどのように掌握されていますか。また、アレルギーのある児童・生徒の現状をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 炭竈議員の御質問にお答えします。

昨年12月に東京調布市で小学校5年生の児童が食物アレルギーショックで死亡した事故につきましては、決して人ごとの事故ではなく、大変胸の痛む事故であります。

本市におきましては、この事故の2年前から、校長会と養護教諭部会と栄養教諭部会が連携を取り、愛知県教育委員会より「学校給食における食物アレルギー対応についての手引」が発行されたのを契機に、弥富市バージョンの対応マニュアルを作成し、それに準じて、現在、食物アレルギーの対応に取り組んでおります。

児童・生徒の掌握と事故が起きないような取り組みの対応についてでございますが、弥富市の対応マニュアルにのっとりまして、小学校入学前の園児につきましては、就学時健診で健康やアレルギー疾患に関する調査票を全員に提出してもらいます。アレルギーで給食対応を希望されてみえます保護者につきましては、申請書と学校生活管理指導表の提出を求めています。その後、入学前に保護者と面談をし、症状が出たときの対応、例えばかかりつけの医師や常用している薬、先ほど議員が言われましたエピペン等の使用、家庭での除去の対応についてお聞きします。

在学している児童・生徒につきましては、対応を継続する場合につきましては、年度末に申請書を提出してもらい、保護者面談の上、4月からの給食対応を決定しております。

このように、学校では、4月の職員会議までにアレルギー疾患を持つ児童・生徒のリストを作成して、全職員でその対応を認識し、給食に備えるようにしております。この時点で全ての児童・生徒を把握できる状況になっております。

また、アレルギー疾患に関する児童の情報は、保育所、幼稚園からも就学予定の各小学校に送付されますので、情報の共有化を図っております。

なお、弥富市内の保育所でも、入所する前に保護者と綿密に打ち合わせをして、安全な給食を提供するように努めておると聞いております。

24年度の現況でございますが、全ての学校に、症状の程度は違いますが、食物アレルギーを持つ児童・生徒がおります。食物アレルギーを持つ小学生は71名、中学生は34名でございます。原因となる食品につきましては、卵、牛乳、小麦等が上位を占めておりまして、学校の実情に応じて代替食の提供をしたり、調理過程で除去したり、単品での除去をしたり、各学校の実情に合わせて対応しております。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 炭竈議員。
- 11番（炭竈ふく代君） それでは、アレルギーのある児童・生徒に対して、先ほど申しましたような事故が起きないために、どのような取り組みが行われているのか、お聞きしたいと思います。
- 議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。
- 教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 事故が起きないような具体的な取り組みにつきまして御紹介いたします。

献立表につきましては、栄養教諭が児童・生徒各個人用を作成しております。献立表には、食べられないもの、給食室で除去・代替のもの、教室で除去など、メニュー、材料ごとに色分けをして、間違いのないよう工夫しております。

養護教諭は、献立表のアレルギー物質の色分けに間違いがないかを確認し、栄養教諭と修正後、保護者へ2部配付をしております。保護者は、確認後、間違いや除去希望のものがあれば、2部のうち1部に記入し、学校へ提出するようになっております。

初めての食材につきましては、栄養教諭から事前にその食材の明細の説明を受け、対応しております。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 炭竈議員。
- 11番（炭竈ふく代君） 最初にお話ししました調布市のようなおかわりのときの盲点や配り方の問題などが明らかになっておりますけれども、こうした点については、本市はどのような対応をされているのか、お伺いをいたします。
- 議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。
- 教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） おかわり、配膳の仕方の市の対応についてでございますが、今回の調布の事故で、おかわり、配膳が盲点だと指摘をされましたが、この事故が起きるまで、本市も学校にそのような対応につきましては指示をしておりませんでした。しかしながら、事故後につきましては、市の校長・教頭会議でなお一層の慎重な取り組みについて指示を出しました。

配膳時におきましては、アレルギー対応が必要な児童・生徒には、給食用の名札を個別に作成し、そのお盆に除去食や代替食を配膳して、給食室から運んでおります。おかわりにつきましては、おかわりをするときには担任に申し出をしまして、アレルギー児童・生徒用の献立表を担任が確認し、除去食、代替食以外のものはおかわりをしております。また、場合によっては、担任がおかわりの盛りつけをしております。以上です。

- 議長（佐藤高清君） 炭竈議員。
- 11番（炭竈ふく代君） 児童・生徒のアレルギー疾患がふえていることを受けまして、文部科学省は日本学校保健会と協力をしまして、2008年3月に、アレルギー疾患を持った児

童・生徒への学校での対応を示す学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインを作成しております。指針は、全国の教育委員会や各学校に対し、保護者や医者を通じて、児童・生徒の個々の症状を把握するよう求めています。給食の献立などは原則的に学級担任などが把握をし、疾患のある児童・生徒が誤ってアレルギー食材を摂取することのないよう注意を指示しており、各教育委員会はこの指針をもとに対策を講じています。また、緊急時には、ショック症状を和らげる自己注射薬エピペンを本人にかわって、教職員らが使用するなどの対応も促しています。

そこで、お伺いをいたします。教職員のいざというときの自己注射薬エピペンの取り扱いでございますが、どのように対処され、取り扱いをされているのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 現在、エピペン、先ほど議員が言われました自己注射薬の関係でございますけど、保有者につきましては3名でございます。小学校で2名、中学校で1名でございます。小学生につきましては、自分で打てないかもしれないということがございますので、学校で保管をしております。中学校につきましては、中学生でございますので本人が持参をしております。

ショック症状を起こしたときのために、各学校では食物アレルギーの研修会を持ち、エピペンの使用法につきまして理解を深めております。学校によりましては学校医により研修会を持ち、知識を深めたり、エピペンの練習器具というものがございますので、こういったもので練習をしたり、いざというときに、特定の者だけではなく、教職員全てが自分で打たなければならないという自覚を持って対応しております。

子供たちが楽しみにしています給食につきまして、不安を抱かせることなく、今後もなお一層安全な給食を提供できるように努力をしてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 文科省によりますと、現状ではこのガイドラインが十分に活用されているとは言えないということから、先ほどからお話がございましてエピペンの使用方法についての実施訓練を行うなど、食物アレルギーの研修を実施しているところもふえているということでございます。ただいま課長より、我が市は既に各学校でこうした研修会を持って、エピペンの使用方法にも理解を深めているということでございます。弥富市も3名のアレルギーのエピペンを使用されている方がいるということをお聞きいただきました。子供のアレルギー情報、また対応を学校や保育所の教職員など関係者全員が共有をして、情報を交換しながら、具体的なマニュアルは現場で検証し、また啓発を行うなど、子供の安全を第一に、生徒も先生もみんなが安心して安全な給食を食べられる。そしてまた、有意義な学校生活を送れるよう、これからも努めていただきますことをお願い申し上げまして、私の一般質問を

終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） 7番 平野広行、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

きょうは弥富市総合計画の実施計画と中期財政計画の2点について、主に質問をさせていただきます。

平成18年4月1日、弥富町と十四山村が合併し、弥富市が誕生してから7年が経過しようとしております。この7年の間、市長を先頭に、職員の皆様一丸となり、市行政の向上に努力し、さらには市民の皆様の協力により、協働のまちづくりを進め、弥富市の行政も順調に推移してきました。

平成21年3月、今後10年間のまちづくりの指針として作成された第1次弥富市総合計画によれば、本市の将来像を「みんなでつくるきらめく弥富、自然と都市が調和する元気交流空間」と定め、これを実現するため、6つの政策目標と37の施策項目ごとの取り組みを総合的に推進することが基本となっております。また、各施策に具体的な目標である成果指標を設定し、定期的に数値を点検していくことによって、事業効果の検証を実施していくことになっております。

策定以来4年が過ぎようとしている今、その検証をしなければなりません。そして、市側としても、今後5年間の弥富市中期財政計画及び総合計画の実施計画を策定し、市議会に示されました。また、市長も、年頭の賀詞交換会において中期財政計画について報告し、市のホームページにもその内容が赤字財政になる旨を掲示しております。

このように赤字財政にならないため、どのような対策を講ずるのか。また、当初掲げた「きらめく弥富」になるにはどのような施策を行っていくのかを、弥富市総合計画の中の実施計画に基づき、質問させていただきます。

これですね。「弥富新時代への進路実施計画書」、まず政策目標1の中で、民間木造住宅耐震改修費補助事業ですが、私は、この事業は防災・減災の点からも非常に重要な事業であると認識しております。平成25年度の目標指標は30戸となっております。ぜひこれを達成していただきたい。あるいはそれ以上の成果を上げていただきたいと思っております。

そこで、弥富市になった平成18年度から現在までの耐震改修の実績を教えていただきたい。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えします。

各年度ごとで申し上げます。平成18年度はゼロということです。19年度が2戸、20年度はゼロ、21年度が1戸、22年度がゼロ、23年度が5戸、24年度が2戸、合計しまして10戸となっております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○ 7 番（平野広行君） 今のお答えによりますと、東日本大震災直後の平成23年度には目標の 5 戸をクリアしていますが、その他の年度におきましては、ゼロとか 1 とか 2 とか、非常に少ない数字であります。この点については、どのようにお考えでしょうか。

○ 議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○ 都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えさせていただきます。

確かに平成18年、合併以降の数字を見ますと、それぞれゼロとか 2 戸、1 戸というふうな形になっております。しかしながら、まず耐震改修の前に耐震診断ということで、御本人さんからの申し出によりまして耐震診断を受けていただきまして、その結果、耐震性がないということ、耐震基準を満たさないということでありましたら、今度、耐震改修ということになります。その耐震改修におきましては、耐震診断の結果を耐震診断員から使用者に対して、耐震改修の必要性とか、耐震改修にかかる費用等を御説明申し上げているところでございます。その時点におきまして、自分の家は自分で守る。自助の考え方をやっていただくというのが必要じゃないかというふうに考えております。以上でございます。

○ 議長（佐藤高清君） 平野議員。

○ 7 番（平野広行君） そこで、私、近隣の市町村の状況をちょっと調べてみました。津島市、愛西市、蟹江町、飛島村、そして北名古屋市であります。これによりますと、津島市の場合、23年度予算12戸に対して30戸やっております。それから、愛西市は予算10戸に対して、補正も組んで15戸の施行ということです。蟹江町は 5 戸の予算に対して11戸、北名古屋市25 戸の予算に対して18戸、飛島村はゼロでありました。東日本大震災以降、平成23年度より国からの補助金が30万円ふえたこと。そしてまた、震災直後、市民の意識も高いことも重なって、弥富市でも予算 5 戸に対して100%の改修となっております。また、他の市町村でも、今申しましたように23年度は非常に高い改修となっております。人口の違いがありますが、蟹江町では23年度 5 戸の予算に対して11戸の改修、愛西市では10戸の予算に対して15戸の改修となっており、両市とも補正を組んで改修を行ったと聞いております。

また、補助金の額ですが、ほとんどの市町村が90万円であります。しかし、愛西市だけは110万円の補助金となっております。そして、予算戸数に対する改修工事実施率は100%でありまして、23年度は150%となっております。また、来年度ですが、25年度は 5 戸ふやして、15戸の予算で行うと聞いております。人口の違い等ありますが、100万円の補助金額が一つの分岐点になるのではないかなあと考えております。

一度このような補助金との連動性も考えていただきたい。この事業、非常に大事な事業の一つですので、ぜひ目標が達成できるよう考えていただきたいと思います。

今、私が申し上げましたようなことを踏まえて、今後の取り組みについて、考えを聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

実はきのう、国のほうから新たに30万円の増額をするという形の中で、耐震についての補助金がアップになりました。90万円が上限であったわけでございますから、120万円という形になりました。今まで私どもとしては非常に戸数が少ないわけでございますが、市の負担は2分の1という状況になるわけでございますけれども、この辺の状況について、我々は注視しながら、あるときはそういったような形でふえれば、また補正をお願いするような状況になるのかなあというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） これ、非常に重要な事業でありますので、ぜひ目標が達成できるようにお願いを申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

次は、同じく政策目標1の中で、情報化の推進事業について伺います。

まず平成19年度から23年度までのホームページのアクセス数を教えてください。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 申し上げます。19年度につきましのアクセス数でございますが、17万3,085件、20年度19万3,823件、21年度20万4,382件、22年度16万106件、23年度22万3,334件でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今ずっとお聞きしましたところ、22年度のアクセス数が減っております。この原因はなぜでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 申し上げます。22年度のアクセス数につきまして、その年度に関して、12月から翌年の2月までの3カ月間がデータをカウントするシステムにふぐあいがございます、取得できない状態となっております。このため、アクセス数が少なくなっております。大変申しわけございません。逆に平均でございますが、9カ月で16万106件を12カ月に割り戻しますと、21万3,000件ぐらいになると思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 23年度22万3,000ということですね。25年度の目標50万件に対して、今のところ半分ぐらいです。50万件を達成するには今後どのような取り組みをされるのか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 23年度におきまして22万3,334件でございます。25年度の数

値目標50万件を上げておりますが、達成は難しいものと考えております。そこで、今後もタイムリーな情報提供手段といたしましてのホームページの重要性を認識いたしまして、多くの市民の皆様にご利用いただけるようホームページづくりに努め、運用してまいりますということでよろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは次に、本年1月から本格運用が始まりました弥富市の公式ツイッター、これについてのフォロワー数、今現在どれくらいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 申し上げます。ツイッターに関しましては、24年の9月から一応テスト期間を始めさせていただいたところでございます。本日現在、朝調べましたところ、フォロワー数につきましては246件でございます。フォロワーに関しましては、フォロワーというものは、いつも読んでいただいている読者というような意味でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 私もツイッターに登録してありまして、きんちゃんのつぶやきとか、楽しんでおります。きょうは何の日とか、おとといの3月4日、語呂合わせでミシンの日と書いてありました。それから、頭の体操も載せてありますし、またきょうは菜の花が咲いているところへ写真を撮りに行って掲載されております。大変楽しんでおります。ネタ探し、大変忙しいと思いますが、情報化の時代であります。正確で正しい情報を市民の皆様にご提供していただき、若い人が興味を持って、弥富市行政に参加する。そんな弥富市にさせていただくことをお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次は、政策目標2番、公園緑地の整備として、防災機能を持った公園の整備事業であります。

当初は、各小学校区に1カ所整備するとして、目標指標を6カ所として示されています。しかし、昨年3月の定例会において、伊藤正信議員から質問のありました白鳥の防災公園及び防災広場の件について、市長は3・11以来、防災対策を見直し、高さを求める防災対策に変更する旨を明言されました。しかし、当初目標としていた6カ所の防災公園設置の項目は変更されず、そのままで成果指標が示されていますが、今後、この項目をどのように変更し、成果指標を求めていくのか。また、政策目標の中で第1位に位置づけられている防災・防犯対策、そして、ことし4月からは県たばこ税の一部が防災予算として市に移譲されます。弥富市の場合、私の計算では約4,400万円になりますが、この予算も含め、今後、防災対策としてどのような対策を進めていくのか、お教えいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

- 防災安全課長（伊藤久幸君） 第1次の総合計画は21年度から25年度までの前期計画でございますけれども、こちらのほうでは、議員御指摘のとおり高さを求める施設についての記載はございません。これは、東日本大震災が平成23年に発生したということでございまして、この計画に反映できなかったためでございます。

今後のお話になりますけど、本年6月以降 ―― 今、国のほうの想定がちょっとおくれておりまして、若干おくれる可能性がございますけれども ―― に県から発表される予定の被害想定に基づきまして、目標の設定を考えていくことになるかと思っております。

また、現在、一時避難できる施設ですね。こういったものにつきましての収容能力、これは潜在的な収容能力も含めてでございますけれども、そういったものの調査を現在行っているところでございます。その結果も考慮しながら、後期計画の位置づけを考えてまいりまして、その中でどのような施設が必要かといったことも含めたものを検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

- 議長（佐藤高清君） 平野議員。
- 7番（平野広行君） それでは、続いて、12月の議会におきまして私が一般質問した防災機能を備えた歩道橋についてでございます。余りうまく理解されていないようですので、もう一度説明させていただきます。

当時、伊藤防災安全課長は見えませんでしたので、御答弁いただいたのが伊藤総務部長と三輪土木課長でございました。きょうはぜひ伊藤課長から御答弁いただきたいと思います。

中央幹線が完成します。そうしますと、鍋田ふ頭から大型のトレーラーですね。鍋田の場合は40フィート、いわゆる12メートルの大型のコンテナを積んだ大型トレーラーが走ります。そうしますと、現在、小学生等は横断歩道がありませんので、地上を横断しているわけですね。しかし、車、トレーラーの数がふえるわ、大型がふえるわというと、地上を横断するのはかなり難しいというか、危険が伴います。そういった場合に、当然のことながら歩道橋の設置が必要になってくると思います。その歩道橋を設置する場合に、ただ普通の歩道橋を設置するのではなくて、その時点で津波からの避難もできる防災機能を持った歩道橋、こういった歩道橋を設置してはどうですかという提案をさせていただきました。それについての考えをお願いいたします。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。
- 防災安全課長（伊藤久幸君） 歩道橋を防災施設にということでございますけれども、この答えとしましては、12月の議会のときに総務部長、並びに土木課長のほうからお答えさせていただいたとおりでございます。防災の立場といたしましては、なかなか難しい問題だと思っております。こちらのほうは、交通安全と、それから防災と両方、防災安全課の所管するところでございますけれども、歩道橋の設置につきましては、道路管理者のほうの設置にな

るかと思っております。

また、道路法の施行令で、新たに4月1日からでございますけれども、津波避難施設が道路占用のできる施設というふうに認められることになったと聞いております。ただ、津波の到達までの時間が最短87分という当市の現状を考えますと、小学校・中学校等の屋上への避難階段など、費用対効果の高い方法を検討していくほうがより現実的かなというふうに考えております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） いずれにしましても、政策目標の中で第1位に位置づけられております防災・防犯対策ですので、しっかりとやっていただくことをお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次は政策目標4番、スポーツの振興についてであります。市主催のスポーツ大会の参加者数についてお伺いいたします。平成19年度から24年度までの実績を教えてくださいたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木春美君） 第1次弥富市総合計画実施計画について、施策項目の検証の中でスポーツ振興に係る進捗状況においてということで、市主催のスポーツ大会の参加者の数でございますが、単独種目のスポーツ大会といたしまして、平成20年度2,138名、平成21年度2,486名、平成22年度2,535名、平成23年度2,453名、平成24年度は、あと3月に2つ大会を残しておりますが、現在のところ2,248名となっております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今の御報告でいきますと、若干数字が年々減ってきているというように見受けられます。25年度目標8,000人に対して、今後かなり頑張らないと無理だと思いますが、今後の取り組みについて、どのようなことを考えてみえるのか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木春美君） 25年度目標、市主催のスポーツ大会の参加者について、目標8,000人を達成するための方策でございますが、人生80年時代となり、どなたでも健康で充実した人生を送りたいと願ってみえると思います。

今後は、中・高年層を中心に、例えば健康推進課でも実施しておりますが、市の観光マップにあります散策コースを活用したみんなでウォーキングのような、競技種目にとらわれず、誰でもいつでも気軽にできるような施策も取り入れていきたいと考えています。今後も市民の皆様が体力の維持向上を図り、健康で充実した人生を送ることができるよう、また高齢化によって人と人との交流が少なくなる中で、スポーツや健康づくりを通じて、仲間づくり、生きがいづくりを進めることが重要な施策と捉え、春の学区別体育祭や秋の市民体育祭、ス

スポーツ推進委員主催の健康歩こう会、ニューススポーツを楽しんでいただくエンジョイスポーツなど、また子供から大人まで多世代からニーズのある総合型スポーツクラブとの連携をしながら、社会体育のより一層の充実を図り、参加者の拡大を図ってまいります。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 私も、やはり特定の種目ではなくて、一般の市民の方が参加しやすい競技を見つけ出して、取り組んでいくことが方策ではないかと思っております。スポーツは、体力維持だけではなくて、こういったことは市民のきずなを深める、そういった意味でも大事だと思いますので、ぜひ目標を達成していただくように頑張っていきたいと思えます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

政策目標5番、農水産業の振興についてであります。

担い手への農地の利用集積数、いわゆる農地の利用権設定ですが、平成22年度での実績として329ヘクタール、25年度目標803ヘクタールとなっておりますが、この目標値の達成は可能でしょうか。質問いたします。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） それでは、お答えさせていただきます。

農地の利用集積数ということでございますけれども、先ほど議員言われました329ヘクタールにつきましては、農業経営基盤強化促進法におけます利用権設定の面積で、平成23年3月末現在の面積でございますが、通常私どもが県に報告する場合に、各年12月31日現在で報告しておりますので、これに基づきまして、過去5年間の推移でまずお答えさせていただきます。

平成20年12月31日現在229ヘクタール、平成21年254ヘクタール、平成22年296ヘクタール、平成23年346ヘクタール、平成24年390ヘクタールでございます。

また、総合計画における25年度目標803ヘクタール達成への取り組みについてでございますけれども、昭和50年に弥富地域農業機械銀行が設立されまして、農作業受委託事業の拡大を図ることを目的といたしまして、現在も活動されております。

また、JAでは、平成22年度より農地利用集積円滑化事業を実施し、農地の集積を促進しております。さらに、市におきましては、平成24年度に人・農地プランを作成いたしまして、担い手による農地利用の推進を図っております。

総合計画におけます25年度目標803ヘクタールにつきましては、先ほど言いました利用権設定の面積と、それから農作業受委託面積の合算でございますが、現在におきましては977ヘクタールでございます。第1次総合計画策定時の目標面積は達成しておりますが、引き続きこれらの事業を推進するとともに、26年度からの後期基本計画において見直ししたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 表記の仕方がちょっとずれがあったというふうに理解しておきます。いずれにしても農業の後継者が減少しております。T P P参加も踏まえ、農地を守っていくためにも、農地の担い手に効率のよい農業を行っていきけるよう、今後も要件設定等、適切な施策を行っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次は政策目標2番、住宅用太陽光発電施設の設置数の件についてお伺いいたします。

3・11以来、原子力エネルギーにかわる再生可能エネルギーの普及が進んでおります。この事業も大変人気のある事業ですが、現在までの各年度ごとの設置数を教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） 平野議員にお答えいたします。

環境自治体の形成の中の新エネルギー施策の推進のうち、太陽光発電の公共施設への導入、民間住宅への導入支援など、環境負荷の少ない新エネルギーの導入に取り組みを進めるとあります。

そこで、本市では、20年度から住宅用太陽光発電施設を導入する者に対し、太陽光発電システム補助金を交付しています。御質問の現在までの設置数ですが、補助分で答えさせていただきます。20年度18件、21年度64件、22年度55件、23年度81件、計218件ですが、今年度については95件の申請を受け付けております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） そうしますと、目標は既に達成しているということによろしいですね。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） はい、そのとおりです。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今お答えいただいたように、25年度までの目標200戸は既にクリアしております。24年度、今年度ですが、補助はたしか1基8万円だったと思います。それで総枠600万円の予算であったと思っております。また、来年度、25年度予算はちょっと減額をされますね。5万円ということになって、基数につきましてはふやして120基、総額600万円ということになっておりますが、これによろしいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） そのとおりです。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○ 7 番（平野広行君） これは、やはりより多くの方に設置してもらおう考えからでしょうか。今後の取り組み、このようなふうで取り組んでいくのか、その辺の考え方をお聞かせください。

○ 議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○ 環境課長（鈴木浩二君） 24年7月から再生可能エネルギーの買い取り制度が施行されています。そこで、25年度については一律5万円の120件分の補助を予定しております。また、今後、26年度以降については、社会状況等を勘案して方向性を定めてまいりたいと思っております。以上です。

○ 議長（佐藤高清君） 平野議員。

○ 7 番（平野広行君） これでこの件については終わらせていただきますが、今回、この実施計画書を見て感じましたことは、入力データがきちっとしていない、そういった項目が見受けられました。せっかく立派な弥富市総合計画の実施計画書を作成されても何ものなりませんので、データ入力には十分注意していただいて、正しい報告書を作成していただくことをお願いいたします。次の質問に入らせていただきます。

○ 議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開は2時20分からとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○ 議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平野議員。

○ 7 番（平野広行君） 次は弥富市の今後5年間の中期財政計画について質問いたします。

12月の定例会におきまして、横井議員より、弥富市の財政について質問が23年度の決算額をもとになされました。今のところ、実質公債費比率が7.5%で、健全財政ではあるが、財政調整基金の残高と弥富市総合計画のいろいろな構想を考え合わせると、将来的に不安があると述べております。また、三宮議員も、公共下水道を中心とした公債費の増加等により、財政について不安があるとの質問が先ほどの一般質問でもなされております。

これに対しまして、市長は、5カ年の中期財政計画を策定し、全員協議会の場で我々議員に説明され、大変厳しい財政状況になると、私も理解をしたところであります。

平成18年、合併後、実施した財政改革においては、未利用地の売却、バナー広告等の有料広告事業、給与体系の見直し、定員管理の適正化等により、歳入歳出の効果額は18年から23年までの6年間で約16億円であると、12月の定例会において回答がなされております。歳入合計から歳出合計を引いた、いわゆる形式合計は、25年度からはずっと赤字になると示され

ています。これをゼロベースにするには、歳入をふやすか、歳出を減らすしかありません。市側からは、歳入に対する取り組みとして、1つ、未収金対策の充実・促進、1つ、使用料・手数料の見直し、1つ、保育料の見直し、以上3点が示されています。職員の方の努力によって、早急に税收を得るには、今示された3項目だと私も思います。赤字になる財政計画はありません。ゼロベースにする財政計画を示していただく上で、3項目について目標金額を示していただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 御質問にお答えさせていただきます。

歳入に関する取り組みの中の、まず1番目として、未収金対策の充実・促進につきましては、納税しやすい環境づくりのため、平成24年度から軽自動車税、国民健康保険税についてコンビニ納付ができるようにいたしまして、平成26年度からは市民税、固定資産税についても対象税目に加える予定でございます。また、平成23年度から西尾張地方税滞納整理機構に参加し、収納対策の強化を図っております。未収金対策の促進につきましては、目標金額は幾らかということですが、これにつきましては、明確に幾らということにつきましては言えませんが、前年度の徴収実績を上回るように努めてまいりたいと考えております。

2番目の使用料・手数料の見直しにつきましては、こういった項目を見直すのか、どのぐらいの金額にするのかということですが、それにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

3番目の保育料の見直しにつきましては、平成26年度に向けた保育料の改定を、23年度に保育料等検討委員会にて提言いただいた内容等を基本にして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 具体的な金額はちょっと出ないという答弁でございます。

これらの今述べられた対策も大変重要な対策ではありますが、長期的に見ますと展望が開けません。平成34年度までの10年間の財政予想も示されましたが、合併算定がえによる地方交付税の特例が平成28年から段階的に減額され、平成33年にはゼロとなり、10億円程度、形式収支は赤字になると示されています。報告書にうたっているように、弥富市の場合、合併算定がえの特例措置が終了する平成33年以降の財政見通しが極めて重要であると思います。

そこで、歳入の中で、いわゆる自主財源と呼ばれる財源のうち、約80%近くを占める市税を伸ばすことを考えなければなりません。

そこで、市税のうち、約30%を占める個人市民税の納税額を上げる場合について考えてみます。個人所得が減っている今、1人当たりの納税額を上げるのは困難であります。納税者数をふやすしかありません。平成23年度の弥富市の市民税ですが、概算で納税者1人当たり

の納税額は約10万円から11万5,000円、納税者数は約2万2,000人であります。現在、弥富市の人口は約4万3,000人です。これを5万人都市を目指し、7,000人人口がふえたとすると、現在の弥富市の人口に対する市民税納税者は約2分の1ですから、約3,500人の市民税納税者がふえることになります。したがって、約3億5,000万の市民税収入となります。しかし、この人口の増を、桜地区、あるいは弥生地区に求めますと、また学校等の問題が生じてきます。これを過疎化が進む栄南、大藤、十四山地区に求め、税収問題、過疎化問題、学校統合問題、この3点セットで考えることをしてはどうでしょうか。市長の見解を求めます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員の御質問にお答えをさせていただきますけれども、いわゆる5万人都市構想ということでございます。私ども、第1次弥富市総合計画の人口につきましては、皆様にもお示しをさせていただいておりますように、平成30年に4万6,000人という位置づけをさせていただいております。それをはるかに上回るというような状況において、大変厳しい数字かなあというふうには思っておりますけれども、今、平野議員の御質問のように、とにかく人口がふえる考え方につきましては大賛成でございますし、そういったことに対する施策はさまざまな形でやっていかなきゃならないだろうというふうにも思っております。

また、一方、市税の増加につきましては、今、政府・与党が考えております経済の再生化政策という形のもので大いに私どもとしても期待をするところでございます。個人市民税がずっと伸び悩んでおことは、まさに経済が大変厳しい状況にあるということで、個人の所得であるとか、あるいは雇用政策において、非正規雇用という形の雇用が非常に大きいということでございます。そういった形の中での財政政策であるとか、あるいは金融政策であるとか、あるいは成長戦略の分野での投資だとか、そういったような国のさまざまな施策が市場を動かし、経済を動かすというような状況に対して注視をしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、前段の5万人構想に対しましては、さまざまな皆さんから英知をいただきながら考えていかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは、続いて、市税のうち、約60%を占める固定資産税について考えてみます。方策としては、現在も行っていますが、湾岸地区への積極的な企業誘致であります。成果指標にもありますように、平成25年度に25社を目標としております。しかし、東日本大震災後、企業は海岸部を避け、高台へ移転することを考えるようになりました。唯一港湾に近い場所を求めるのは運送業、流通業であります。弥富市マスタープランの中で、ものづくり産業地として示された地区を流通産業特区として、流通業の誘致を目指すように

してはどうでしょうか。平成21年の農地法改正により、農地の減少を食い止め、農地の確保ということで、転用規制の強化、農地区域からの除外の厳格化がなされていますが、湾岸地区は工業地としての市街化区域とされており、その背後地としての末広地区及び八穂地区の一部がものづくり産業地として位置づけられております。これらの地域において、田んぼを転用し、運送業に駐車場として貸した場合の弥富市の税収について試算をしてみました。

お渡ししておりますこの資料をごらんいただきたいと思います。この試算によれば、仮に3反の田んぼを転用した場合、固定資産税は1年に約36万7,500円、またそれを駐車場として貸した場合、賃貸料収入による市民税は約30万円になります。よって、市税としては、固定資産税約36万7,500円、市民税約30万円、合わせて約66万7,500円が入ってきます。田んぼだけでは固定資産税5,040円しか入ってきませんが、差額として1年に約66万円の増収となります。こういったことを踏まえて、市長のお考えを伺いたいと思います。

- 議長（佐藤高清君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 全体的に西部臨海工業地帯の背後地をどのような形で活用していくかということにつきまして、田んぼの有効利用を平野議員がおっしゃっているわけですが、すけれども、私どもとしては、農業振興地域として極めて重要な農地でもございます。そういったことに対して、十分審議をしていかないと、これは大変なことになるということも事実でありましょうし、やはりもっと企業の誘致ということも含めて、全体的に有効活用していかなきゃならないというふうに思っております。確かに駐車場とか、あるいは農地の利用計画という形に対する見直しはあろうかと思っておりますけれども、まずはそういった農業振興地域における除外ということもなかなか厳しい状況もあります。しかし、いかにそのところから税収を上げるという一つの方法ではあろうかというふうに思っておりますけれども、細部にわたりましていろいろと検討しなきゃならない問題もたくさんあるかなというふうに思っております。
- 議長（佐藤高清君） 平野議員。
- 7番（平野広行君） 市長の答弁から、私もその辺は十分理解しておるつもりですが、余りにも税収が少ないという市側からの声が聞こえますので、じゃあ税収を上げるには、やはりこういったことを将来的に考えていかなければならないと思う立場でちょっと質問をさせていただきます。

よく適材適所と言われますが、まさにこれらの土地は流通業としては適所であります。宝の持ち腐れにならないようお願いをしておきまして、次は歳出について伺います。

歳出は、大きく分けて義務的経費、投資的経費、その他の経費と3つあります。その中で、義務的経費を削減することは難しいと思っておりますし、またすべきではないと思っております。削減するには、投資的経費とその他の経費であります。投資的経費については、白鳥保育所

事業、庁舎建設事業も終わる29年度以降はぐっと減ります。その他の経費については横ばい状態が続くわけですが、歳出に関する取り組みとして、市側からは、1つ、補助金の見直し、1つ、扶助費の見直し、1つ、特別会計繰出金の抑制等が上げられていますが、具体的にどれぐらいの金額を考えてみえるのか。また、この歳出に関しまして、こういった考え方で削減をされるのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 歳出に関する取り組みにおきます 補助金の見直し、扶助費の見直し、特別会計の繰出金の抑制、それぞれにつきまして、今後、財政計画におきます財源不足を解消していくためにはそれぞれ取り組まなきゃならないわけですが、現在、それじゃあ幾らその部分で財源不足を解消するのかということにつきまして、いずれも今のところ、今後の目標金額を明確に幾らだと言うことはできませんが、どういう考えで削減するのかというのは、中期財政計画の13ページ、14ページの今後の財政運営の取り組みというところに削減する考え方が載せてございます。そういったことを踏まえて、今後検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） これにつきまして、具体的な数字は出せないということで、取り組みだけを申されたわけですが、いただいております長期のほうですね、10年間の財政計画によりますと、25年から29年まで、一番下の数字ですね。形式収支、マイナス2億4,600万とか、29年度に関しましては5億2,800万、これ、5年間足しますと約17億円の歳入不足になっております。もっと恐ろしいのは、30年から34年、この5年間を足しますとマイナス46億なんですよ。ですから、こういった大きな数字がある以上、見通しというのはわかりませんが、やはりどれくらいかという目標金額を設定して、そのように進めてもらわないと困ると思いますので、今後、きちっとした財政計画を立てていただきたいと思います。

投資的経費を削減するには、新庁舎、今度つくるということになっておりますが、こういったものをやめれば簡単な話なんです。しかし、災害時に防災対策本部の庁舎が倒壊しておっちは何もありませんので、市民の皆様の生命・財産を守るためにも、一日も早く新庁舎の建設はしなければならない、待ったなしの事業であることは理解しております。そのためには、庁舎の建設費の抑制、またほかの事業の見直し、こういったことをしまして、財源の確保等をみんなで知恵を出し合って、協力して進めていかなければならないと思っております。いずれにしましても、昔から申しますように、入りを図りて出るを制す、こういったことに基づいて健全財政を推進するようお願いをいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次は市制10周年に向けての記念イベントについてお伺いをいたします。

早いもので、3年後には市制10周年を迎えます。過去には5周年記念事業として、板東英

二氏や草野仁氏を招いての記念講演が行われております。新庁舎完成に合わせた企画と、その内容によっては、今から構想を練り、準備する必要があります。例えば今では全国的に有名になり、また参加自治体もふえてきたＢ－１グルメであります。Ｂ－１グルメへの参加等を通じ、まちおこしをして、10周年記念イベントに向けて準備するといった、こういったような考えはないでしょうか。ことしは豊川市が会場でＢ－１グランプリが行われ、数万人の人出が予想されています。このような提案に対しまして、市側のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 平成28年度が合併10周年に当たる年でございます。式典、イベントについては行う考えではございますが、具体的にはまだ検討の段階に入っておりません。10年の節目ということで、議員のおっしゃるように記念事業などの内容について企画準備は早い段階で検討してまいります。記念事業といたしましては、冠事業のほか、シンボル事業として、これからの弥富市のアピールとなるような事業や、市民から事業アイデアをいただき、誰もが10周年を祝えるような参加型事業のようなものも考えられるものでございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 新庁舎の完成と合わせて市制10周年記念イベントを行って、弥富市のすばらしさを全国に発信できるようなイベントを企画していただくことを期待しております。

これで質問を終わらせていただきますが、最後に、ことし3月で定年を迎えられる伊藤総務部長、平野民生部長、弥富市行政に多大の貢献をされたことに対しまして、心より感謝を申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に三浦義光議員、お願いします。

○8番（三浦義光君） 8番 三浦義光です。通告に従いまして、今回は弥富市の交通安全対策について質問させていただきます。

愛知県内の2012年の交通事故死者数が235人に上り、2011年に続き、2年連続で都道府県別で最多となりました。2位の北海道、埼玉県と30人以上の差がありましたというのが1月現在の統計記事でした。しかしながら、愛知県警は2月8日付で、平成3年から平成23年までの交通事故死者数及び負傷者数について訂正が発表されました。特に死者数に関しては、平成14年の70人の訂正差を最高に、一昨年、平成23年でも51人の訂正がありました。これにより、愛知県は平成15年から10年連続交通事故死者数ワーストワンという不名誉な記録になってしまいました。

愛知県警によりますと、死亡事故の原因のうち、ドライバーの前方などの不注意が全体の4割を占め、トップになっています。また、ドライバーの意識も低く、運転手や同乗者が死

亡した事故のうち、6割がシートベルト非着用でした。

年齢別の死者数では、65歳以上が123人で52.3%。状況は、交差点などで横断中の歩行者が車にはねられたのが23.4%、車や自転車などの出会い頭の衝突が20%でした。このように、高齢の歩行者が被害に遭うケースがかなり多くなっています。

去年は、新しい事故原因として、脱法ハーブ吸引が発生してきております。10月に名古屋市中村区の県道で信号待ちをしていた車が追突されました。首にけがを負った被害者が追突してきた車両をのぞくと、運転手はもうろうとして様子でぐったり座ったままで、警察官が運転席のサンバイザーからビニール袋に入った植物片を押収。分析すると脱法ハーブと判明した事例がありました。

県警によると、脱法ハーブが原因と見られる人身事故は全国で16件あり、うち愛知県が6件と非常に多く、いずれも運転手は20代から30代の男だったそうです。改めて安全運転やルールに対する意識の低さが浮き彫りになっています。

春日井市で女子高生が車にはねられて死亡し、名古屋地検が全国で初めて、ハーブを吸っていた運転手の男を危険運転致死罪で起訴し、県警は11月中旬に薬物事故に関する注意を全署に緊急通知したそうです。

ことしに入っても愛知県は交通死亡事故がふえているようで、3月4日現在の暫定数で49名になっていて、もちろん全国ワーストワンであります。

そんな折、弥富市のホームページ上で交通死亡事故多発警報の発令記事を見ました。この警報はどのような指示で、どういうタイミングで発令されるんですか。また、直近の発令時期はいつでしたか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

議員御指摘の交通死亡事故多発警報でございますけど、そのほかに交通死亡事故多発緊急事態宣言というものもございます。この2つのものがあるということでございます。

まず交通死亡事故多発警報でございますけれども、3つの要件がございまして、いずれかに該当したときに発令されることになっております。1番といたしまして、10日以内の交通事故死亡者数が、年度で変わっておりますけど、24年度の場合は11名以上、25、26年の場合は10名以上、27年は9名以上というものが一つの基準になっております。また、交通事故による死亡者が前年の同時期と比較して増加数10名以上、かつ増加率15%以上になったとき。また、3番目といたしまして、交通事故による死亡者数が全国ワースト1位、かつワースト2位との差が10人以上になったときといったことでございます。

発令期間につきましては、原則として14日間になっております。また、7日間の延長ができるという形になっております。

また、交通死亡事故多発緊急事態宣言でございますけれども、こちらのほうは、交通事故情勢を勘案し、知事が発生する必要があると認めたときとなっております。こちらのほうは原則１カ月となっております、事故の情勢に応じまして延長することができるということになっております。いずれも発令者といたしましては愛知県知事となっております。

また、直近の交通死亡事故多発警報でございますけれども、おととい、３月４日から発令されております。17日までということになっております。

また、その以前になりますと、１月の21日から30日まで、こちらは10日間でございますけど、発令されております。

また、交通死亡事故多発緊急事態宣言でございますが、こちらのほうは前年10月の４日から一月発令されましたが、それ以降も事故が減らなかったということで、結局12月31日まで２回延長して発令されております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○８番（三浦義光君） 宣言を出された以降、死亡事故を起こした35人に愛知県警が聞いたところ、宣言を知っていたのは12人どまりと。抑止効果は十分と言いがたいと聞いております。取り締まり強化も必要なんですけど、この宣言の周知徹底も必要なのではないでしょうか。

愛知県としましては、最悪の現状でございますが、弥富市でも残念なことに交通事故死者数は平成24年中において前年比４名増の６名の方がお亡くなりになっております。過去数年の状況、その中で65歳以上の高齢者の割合をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 弥富市が合併しました18年以降という形で整理させていただいております。事故死亡者数でございますけれども、18年が５名のうち１名が65歳以上、19年が３名のうち１名ということで、こちらの２年間にしましては高齢者の率が低かったわけなんですけれども、以降、20年は３名中３名、21年は１名中１名、22年が５名中４名、23年が２名中２名、24年が６名中６名ということで、ほとんど高齢者が占めているという現状でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○８番（三浦義光君） 高齢化が進み、高齢者の方がとうとい命をなくされるケースが非常に多くなっております。交通安全教育を受ける機会の少ない方が自宅からほど近い場所で被害に遭うことが多く、いつもの道、いつものところだから油断することなく、一步でも家の外に出たら車に十分注意し、道路を横断するときは一旦とまって、車が来ないことを確かめてから横断するなど、自分の身を守るために注意をしてください。

また、70歳以上の高齢ドライバーの方は、高齢運転者標識、高齢運転者マークをつけて安全運転に心がけ、個人差があるとは言え、誰もが年齢を重ねるごとに身体機能及び視力、聴

力の低下や運動能力の衰えは避けて通れません。このことをしっかり認識して、今まで以上に交通安全への配慮をお願いいたします。

次に、弥富市の交通安全を守るため、交通指導員の方々がお見えになります。全国的には、自治体からの委嘱を受ける非常勤の特別職、地方公務員で、ほとんどの場合は交通安全協会職員であるとなっております。交通安全の広報や啓蒙活動を行い、学校や保育所などで園児・児童に対して交通安全教育を行ったり、交通指導を行う職員さんであります。弥富市の交通指導員さんの生い立ち、現在の具体的な活動内容をお聞かせください。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。
- 防災安全課長（伊藤久幸君） 交通指導者につきましては、市長が委嘱することになっております。こちらのほうは、弥富町当時の昭和55年に発足しております。児童・生徒及び一般住民の方の交通死亡事故防止を目的としたものと思います。現在はゼロの日の街頭指導とか、交通安全県民運動等が年4回ございますけど、そういったところの交通安全キャンペーン等への参加、各種行事での交通整理などを行っていただいております。
- 議長（佐藤高清君） 三浦議員。
- 8番（三浦義光君） いずれにいたしましても個人の方には何も入らない。無償でやっていただいておりますということで、言うなればボランティアの方々でございます。非常に頭が下がる思いでございます。

また、今回、一般質問の準備のため、地元交通指導員さんのお宅へお邪魔した折、玄関に地域交通安全活動推進委員の札がかけられておりました。恥ずかしながら初めて聞く役職で、私ながら調べてみました。地域における道路交通にかかわるモラルを向上させ、交通安全の確保について住民の理解を深めるための諸活動のリーダーとして活躍していただくボランティアの人たちに法律上の資格を付与し、その活動の促進を図るために設けられたのが推進委員の制度だそうです。しかしながら、交通指導員さんとの違いがよくわかりません。わかる限り、少し教えていただけませんか。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。
- 防災安全課長（伊藤久幸君） まず一番大きな差といたしましては、委嘱するのが県の公安委員会ということになっております。地域交通安全活動推進委員ではございますけれども、これは蟹江署管内で10名おります。弥富市では4名が委嘱されております。主な活動といたしましては、議員言われましたような活動、それからキャンペーンなどの啓発活動、こういったものの参加が主になっておるようでございます。

警察関係の委員ということでございまして、市長の委嘱する交通指導員とは違う組織でございますけれども、現実的には交通指導員の中から委嘱されているというのが現状でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 別組織と認識してもいいと思いますが、現在の委員の方は交通指導員さんの中からということで、いずれにせよ名誉職でございます。言いかえれば無給職でございます。このように、交通安全に寄与される方、私も含めてですが、広く皆様に認知していただきたいと思います。

それともう1団体、青色防犯パトロールについてですが、直接交通安全対策をされている組織ではございませんが、児童の下校時にパトロールされているということもあり、お尋ねをいたします。

市長の施政方針で概要は説明がございました。もう少し詳しく教えてください。お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 青色パトロール隊でございますけれども、もともとは防犯という見解で、地域の安全を守るということで発足したものでございます。ただ、現実的には、交通安全といったものに対しても生徒さん等の通学時に立っていただく等の活動もしていただいているというのが現状でございます。

この制度でございますけれども、従来、徒歩で行っておりました防犯パトロールでございますが、これが平成18年9月から機動性がある車を使用したパトロール隊として、五明地区で最初に形成されております。現在、5地区1団体が活動しており、4月からは、栄南地区でございますけれども、1団体が活動を始めるということになっております。

活動につきましては、車によるパトロールを定期的に行っていただいております。また、警察の防犯関係のイベント等への参加ということも行っているところでございます。なお、規約では、防犯活動の推進や環境保全、防犯に関する知識の普及等も規定されている場合もございますけれども、主な活動としては、パトロールというのが現状かと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 私も、白鳥地区の青色防犯パトロールに3月の末の総会より参加をさせていただきます。少しでもお役に立てればと思っております。

それでは、質問を一旦小学校の児童の登下校についていたします。

昨年4月23日に京都府亀岡市の歩道で亀岡市立の小学校へ登校中の児童と保護者の列に軽自動車が入り込み、計10人がはねられて、3人が死亡、7人が重軽傷を負ったという交通死亡事故がございました。時を同じくして、4日後の4月27日、千葉県館山市の県道でバスを待っていた小学生の列に軽自動車が入り込み、小学1年の児童が死亡しました。この連続で発生した2件の死亡事故の記事を見て、弥富市の小学校の通学路の安全性はどうか、非常に心配になりました。

実際、昨年４月過ぎ、私がまだ議員になりたてのところなんですが、白鳥小学校のＰＴＡの方から県道子宝愛西線にガードレールをという声がありました。しかしながら、沿線住民の方々の住居の出入りの不便性、お店などの商業施設も数多くございまして、全面的なガードレールは非現実的な案でございました。その後、昨年１１月の佐古木地区の通学路の変更案が当該地区の区長様から相談がございまして、鈴木議員ともども白鳥小学校へ打診を行いました。ＰＴＡに協議していただくようお願いをいたしました、その結果をお聞かせください。

- 議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。
- 教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 昨年の１１月１８日の学習発表会の日、先ほど議員が言われましたように地元の議員さんと地元の区長さんから通学路の変更についての御相談がございました。先ほど議員が言われましたように、県道子宝愛西線のＪＲ踏切から近鉄佐古木駅線までは片側に歩道がございまして、交通量が大変多く、安全とは言えない状況でございまして。登校時にそこを小学生が占有しておるという状況になっておりますので、１本北側に入った市道を通学路に変更することはできないかという相談でございました。

現在、県道子宝愛西線を白鳥小学校の通学路として指定しており、佐古木、白鳥、又八地区の児童が通学しておりますが、より北側の、先ほど申しました北側の市道、現在、楽平、佐古木上仲地区の児童が通学している道路でございまして、こちらに変更したらということですが、又八神社を起点としますと、通学距離にしまして６００メートルから１，１００メートル、距離にしまして５００メートル、徒歩時間にしまして８分、１．８倍の距離となります。こういったこともございまして、当該学区の当該通学団の保護者に昨年の１２月１日のＰＴＡ全員会において地区役員の方に相談しましたところ、通学距離が先ほど申しましたように長くなるという問題もございまして、現状のままでいくことになりました。しかしながら、先ほど歩道を占有しておるということがございましたので、歩道の歩き方については、学校と家庭と連携して、これから指導していくことになりました。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 三浦議員。
- ８番（三浦義光君） ただ危険なことには何も変わりはありません。鈴木議員、また地元区長様、ＰＴＡの皆様と協力して、多方面からこの通学路に関しては模索していきたいと思っております。

次に、各小学校区を中心に、児童の安全を守るために活動していただいている学校安全ボランティアのスクールガードについて質問をさせていただきます。

愛知県教育委員会によりますと、スクールガードとは、学校と連携し、学校及び通学路などにおける児童の安全確保にかかわる活動をする方々で、主な活動内容としては、安全パトロール、登下校指導、防犯教室、防犯訓練などの協力、不審者及び危険箇所の情報収集、情

報提供、学校内外の安全点検、学校安全にかかわる広報啓発活動が上げられます。

また、愛知県教育委員会は、スクールガードの必要性についてこのように言っております。近年、子供たちが犯罪の被害者となるケースや、犯罪に至らないまでも、その前兆と言える声かけやつきまといも多数発生しており、予断を許さない状況下にあります。学校では子供たちへの安全教育や安全指導、通学路の点検などを行っていますが、子供にとって安全で安心して暮らせる環境を整備するためには、学校、家庭、地域が連携し、保護者や地域住民の協力による地域ぐるみの安全対策を講じることが重要であり、そのためにスクールガード活動を強化する必要があるとなっております。

弥富市にも各学区にスクールガードの方々がおられると思うのですが、この結成の生い立ち、また現在の活動の内容を教えてください。

○議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） スクールガードにつきましては、議員御指摘のように各小学校区単位で単位登録をしていただきまして、子供たちの登下校時の見守り活動を行っていただいておりますボランティアの総称でございます。現在の人数でございますが、現在、各小学校区には合計173名の方が登録され、そのうち、PTAの方を除きますと78名ほどになります。また、この方以外につきましても、登録はされておりませんが、多くの方が児童の登下校を見守っていただいております。

スクールガードの活動につきましては、学校と連携して、通学路における児童の安全確保に係る活動を言っておりますが、無理がなく、継続してできる範囲で協力をお願いしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 防犯対策全般の活動ではございますけれども、交通安全対策の一端を担っていただいていると思います。また、小学校によって大分活動内容が違うとも聞いております。もちろん善意でやっていただいております。無理強いはできませんが、各学区のスクールガードのスキルアップと拡充を目的とした養成研修会を開催し、活動の活性化を図っていただきたいと思います。

次に、小学校のPTAには安全指導部という委員会がございます。交通安全対策を行っておられると思うんですが、具体的に小学校、中学校で行われている交通安全対策をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） PTAの交通安全活動ということでございますが、学校、地域によって回数などが異なりますが、小学校では、PTAの方が毎月交通安全ゼロの日に順番で交通量の多い横断歩道等で交通指導を行っていただいております。桜小学

校では毎日、市役所前の交差点で交代で指導していただいております。中学校につきましては、小学校のような活動はございませんが、挨拶運動等で指導を行っております。また、中学生につきましてはの交通安全指導につきましては、年度の初めに各中学校のほうで実施しております。

先ほどスクールガードの発足の時期の答弁を忘れましたので、平成17年に国が地域ぐるみ学校安全体制推進事業、通常スクールガードと言っておりますが、こういったものを十四山東部小学校で始めておりますので、発足時期につきましては17年以降と考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ありがとうございます。

P T Aとスクールガードの皆様方の交通安全共同活動というのは行っておられますか。

○議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。

○教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 学校によって、これまでも学校行事、運動会とか卒業式等でございますが、こういった行事に参加をしていただきまして、学校との連携に努めております。しかしながら、スクールガードの方々から全体的な意見を聞く場につきましては設けておりませんでしたので、今後、蟹江警察署と連携をとりながら、子ども100番の家の方も含んだ形で連絡会を来年度開催していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） スクールガードの説明の冒頭でも述べさせてもらいましたが、ぜひとも学校、家庭、地域が連携し、P T Aと地域住民の協力で地域ぐるみの安全対策を行っていただきたいと思います。

また、これは通告外でございますが、中学校の自転車通学について、一つ質問をさせていただきます。

平成20年から全生徒が自転車通学になり、丸4年がたち、気になる点がございました。3月22日の中日新聞の社説に悪質自転車の記事が掲載されておりました。それによりますと、自転車が絡む事故は年間14万件を超え、全交通事故の約2割を占め、増加傾向でございます。特に歩行者との事故は、一昨年からの10年間で約5割ふえ、違反による摘発は昨年で5,000件を超えたということです。

警察庁は、対策となる道交法改正の試案を公表しました。危険な運転で2回以上摘発された利用者（14歳以上）に安全講習を義務づける。被害者遺族の手記の朗読などを検討しております。受講の命令になかなか従わない場合は、罰金刑などを課すというものでした。しかしながら、自転車には免許制度がありません。その利用者に罰則付きの義務を課すだけに、

慎重さが求められます。受講対象となる違反や安全意識につながる講習内容など、実用性を吟味する必要がありますと書かれておりました。

自転車の魅力は、その手軽さです。悪質自転車が厳罰化を招きます。まず、利用者が安全意識を持つことが事故の抑止につながると、この記事では結ばれておりました。

私が自転車通学をよく見かけるのは弥富北中の近辺に限られますが、横を4台並んで踏切待ちをしていて、そのまま走らせて、自動車が追い抜くことができなかったり、十字路を物すごいスピードで曲がってきて、外に膨らんできて、あわや自動車と正面衝突というようなことを見かけることもございます。

先ほどの中日新聞ほどの過激なことは言いませんが、自転車の乗り方、マナーが非常に悪くなっていると思います。自転車通学に何か指導はされておりますか。

- 議長（佐藤高清君） 服部学校教育課長。
- 教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 各中学校につきましては、新1年生を対象に4月に自転車の指導を行っております。指導の仕方につきましては、学校によっては警察署の指導をお願いするケースや、自転車協会の方々の自転車点検等をお願いしたときに指導しております。以上でございます。
- 議長（佐藤高清君） 三浦議員。
- 8番（三浦義光君） ただ、今の現状を考えると、中学校近郊で自動車を運転する際は、運転者に十分気をつけてくださいとしか現状では言いようがございません。

最後に、弥富市として、本日質問をさせていただきました交通指導員さん、地域交通安全活動推進委員さん、青色防犯パトロール、スクールガード、そして小・中学校PTAが一堂に集まって、交通安全に対して何か共同活動を行っておられますか。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。
- 防災安全課長（伊藤久幸君） 現実といたしまして、合同でという事業は行っていないのが現状でございます。ただ、各種団体、こちらのほうには防犯パトロール隊は入っていないんですけれども、各団体の代表の方で結成しています弥富市交通安全推進協議会というものがございまして。そういった組織に年2回ほど街頭指導等を行っていただいております。今後、そういった各種団体とのコミュニケーションというものが必要なというふうに思っております。
- 議長（佐藤高清君） 三浦議員。
- 8番（三浦義光君） これだけすばらしい団体が数多く存在しているわけですから、今まで以上にこれらの団体の横のつながりを大切にしていきたいと思います。

また、2月18日の夕方のテレビニュースで交通死亡事故多発の春日井市で市長と警察署長のツートップが事故現場の緊急点検を行い、愛知県の交通死亡事故ワーストワン返上のため、

横断歩道手前の道路の色塗りや交差点の照明を明るくするなどの具体的な措置をとったという内容が報道されておりました。さすがツートップが動けば、迅速な対応がなされると思われました。

弥富市は、蟹江警察署と連携して、どのような安全対策を行っておりますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 蟹江署との連携でございますけれども、海部南部交通安全推進連絡協議会というものを組織しております。これは、蟹江署も含めてでございますけれども、蟹江町、飛島村、弥富市の合同で交通安全の対策に取り組んでおります。

内容といたしましては、年4回の交通安全運動、それから高齢者の交通安全週間中の大会、交通安全総決起大会、また幼児・児童の交通安全教室の開催、高齢者への交通安全講話、それからシートベルト、チャイルドシートの着用徹底キャンペーン、飲酒運転根絶キャンペーン等を行っております。先ほど言われました市長と警察署長でございますけれども、年に2回でございますけれども、街頭指導のときに一緒に啓発活動をしていただいて、それから、先ほど言いました各交通安全大会等ではコミュニケーションをとっていただいて、一緒に大会運営していただいているといったことでございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） これまで以上の具体策をもって、愛知県のワーストワン返上へ弥富市も一役買っていたきたいと思います。そして、特に小・中学生の子どもたち、そして高齢者の方々を悲惨な交通事故から守る活動をこれからも行っていただきたいと思います。これらをお願いして、今回の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開を3時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時15分 休憩

午後3時24分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

私の1点目の質問は、主に中期財政計画についてです。このうち2点にわたって御質問させていただきます。

まずは中期財政計画と、新しくこの弥富市の庁舎を建てる新庁舎の計画についてです。

1つ目に、12月議会で出された中期財政計画と新庁舎の計画についてですが、当時、この新庁舎に関しては約40億円ほどという計画でございました。これは、庁舎建設費用ですとい

うことで、そこには、話を伺っていくと、古い庁舎を取り壊したり、一時的に移転して、また戻ってくるときの費用や、もしくは備品の関係を含めると、これが50億を超えるというこの間の御説明がございました。今の段階で想定している金額を詳しく具体的にお答えいただきたいんですが、建設の費用と移転のための用地買収にかかる費用とか、そういったものを分けてお答えいただけますか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員の御質問にお答え申し上げます。

現庁舎の老朽化が進んでおるわけでございます。現庁舎は46年の経過がございまして、本来にI s 値としての耐震の数値が極めて低いという状況で、今現在0.3という形でございます。こういった形の中で、今、私どものこういう施設については、国のほうは0.9まで持っていきなさいということが言われておるわけでございます。まさに大変心配をする建物になってしまっている。また、3・11東日本大震災から2年たちますけれども、やはり防災・減災の拠点としての大きな本部機構でございまして、そういったこともあわせて、この庁舎の新築につきましては喫緊の課題であるというふうに思っているところでございます。

那須議員のほうから建設事業費についての御質問でございますので、お答えを申し上げます。

前提といたしまして、新庁舎の建築、設備の使用であるとか、現庁舎の解体工事及び仮庁舎移転の事業手法など不確定要素が多いわけでございますけれども、これは他市の実績等を参考に想定をさせていただきました。

そしてまた、落札率を考慮しないとして回答をさせていただきます。いわゆる入札が終わってないもんですから、落札率を考慮しないという前提でお答えさせていただきます。

先ほども数字がございましたように、いろんな数字が飛び交ってはいけないという心配もしているわけでございまして、現在、総事業費といたしましては53億2,000万円という形で想定をさせていただいております。そして、内訳といたしましては、本体工事費44億4,000万円、附帯工事費約5億5,000万円、これは設計、外構、解体費等を含むわけでございます。また、仮庁舎の改修費、あるいは引っ越しの業務委託料におきましては1億円を見込んでおります。この1億円というのは、今までの全協等におきましては2億円というような数字も申し上げておりましたけれども、行政窓口を桜小学校を改修してというようなことを前提としておりました。しかし、十四山支所をメインとした窓口業務にしていきたいということで、引っ越し業務委託料としては1億円を予定しております。そしてまた、用地の補償費、物件補償費は約2億3,000万円を想定しているところでございます。いずれにいたしましても、総事業費は53億2,000万円というのを統一的な数字にさせていただきたいというふうに思っております。

また、これらの具体的な内容及び総事業費につきましては、庁舎特別委員会のほうに御報告申し上げ、御審議いただくということになっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 那須議員。
- 4番（那須英二君） 1月の全員協議会の中で、新庁舎を建てるため拡張する用地の買収が今現在難航しているということの報告がございました。そして、それとは別に、合併推進債という、先ほど三宮議員の質問の中で市長の答弁の中にもございましたけれども、合併推進債が使える期間が当時のものから5年延びたことによって、平成33年度まで使えるということで御説明がございました。そのことにより、この新庁舎を仮に今までは時間がないということでこの場所しかなかったというところではございましたが、これをほかの場所に移転することが可能になったかどうか、お答えいただけるでしょうか。お願いします。

- 議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。
- 総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 庁舎の建設場所を他の場所に求めることが可能になったかという御質問でございます。これ、合併推進債が5年延びた関係でございますけれども、現在、この市庁舎に関しては市街化調整区域に建てられないことは御説明をさせていただいております。これは都市計画法の変更に伴いまして、そのような法規制のためでございます。

市街化区域内にこの面積、今現在1万平方メートルの敷地を計画しておるわけでございますけれども、そのような土地が求められるかという問題がございます。また、求めるとするならば、平米7万円を単価とするならば7億円の資金が必要になってまいります。こうした兼ね合いの中で可能かどうかということは検討していただく必要があろうかと思っております。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 那須議員。
- 4番（那須英二君） 今、市街化調整区域には建てられないということでございますが、これは恐らく県からの認可がおりないという前提があるからだと私は認識しておりますが、もし仮に県の許可がおりるとか、もしくは今、前新田あたりの市街地の中にあるような、中にあるといったらおかしいですけれども、隣接した状況にある市街化調整区域を市街地に編入し、この庁舎を持っていくことは可能かどうか、もう一回お答えください。

- 議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。
- 総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） それでは、車新田等の用途地域を変更すれば、可能かということでございます。

地元の協議を経て、皆様方の同意が得られれば、変更は可能であるかもしれませんが、ただ、その場合においては、地価は市街化調整区域と同じような値段で購入することは

不可能であると思っております。市街化区域に準じた価格になるうかと思っておりますので、用地購入費が極端に下がることはないというふうに考えております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 市街地にすれば、かなりの費用が逆に膨らんでしまうというお話でございましたが、実際には今のこの庁舎の土地は残るということで、その資産を運用に関しても考えていけば、マイナスの部分はどれぐらいの程度かというのをよく考えた上でいきたいと思っておりますけれども、まずその前に、合併推進債が5年間延びるということ由市側が知ったのはいつごろでしたでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 延びるという情報が掌握できたということでございましたら、昨年の12月ぐらいということだったかと思っています。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 私たち議員のほうに説明があったのが、年明けて1月ごろということでございまして、しかも、12月には市民の皆さんに広報ということで、パブリックコメントを求める中で、庁舎の図面も配って、パブリックコメントを求めたのが12月でございましたよね。その前に、多分推進債が延びたことを把握していたかどうかなんです、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 私ども、パブリックコメントを市民の皆様求めたのは11月でございます。もちろんその前に準備をし、用意をしておったわけですが、その時点からするならば、発行のほうが早かったのではないかと考えております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 発行してから、そういうことになったということでございましたが、今、12月議会の中で中期財政計画ということで出されておまして、今後そういった新庁舎などの大きな事業計画があるということと、もちろん国の交付金もどんどん減っていくということで、財政が厳しいと書かれております。そのために、福祉の見直しとか、保育料の見直しとか、扶助費の見直し、こういったものを削減していかなければならないということでございますけれども、もし中期財政計画どおりこの財政が厳しいというなら、午前中の質問や午後の質問でもございましたけれども、総額53億2,000万円かかるといった想定事業費でございますが、コストの削減をやはり検討するべきではないかと思うんですけれども、例えば今平米40万円で計算しているということで、1万1,000平米の試算で庁舎の想定がされていると私は認識しておりますけれども、これを下げることは可能かどうか、お答えください。

- 議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。
- 総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） この庁舎の建設費、平米当たり40万円というのは、先進地、今までに建てられた市の免震構造を採用した事例を参考にして算出したものでございまして、中の設備とか、また庁舎の面積に関して、特別委員会のほうで皆様のお知恵をおかりしながら、少しでも市民負担のないものにしていただく協議をしていただければと思っています。
- 議長（佐藤高清君） 那須議員。
- 4番（那須英二君） 近隣市町を見れば、この程度の規模だと。平米40万円が一般的だということでございますけれども、やはりここに財政が厳しいというならば、少しでもコスト削減をやっぱり考えていかなきゃならないと。もしくは当時1万平米という想定だったものを1万1,000にふやしているわけでございますが、それを1万平米で何とかおさめるとか、そういった部分でもう一つ、例えば庁舎建設特別委員会なり、再度立ち返って議論する必要があるんじゃないかと思っているんですね。庁舎の問題というのは、今46年ということで老朽化が始まっていますけれども、約50年ということで考えると、もしくはそれ以上の耐震とか、強度が高いということでもつかかもしれないと、こういう長期的な計画でございますよね。それに加えて、中期財政計画に基づいた、例えば保育料の見直しや扶助費の見直しなどの福祉の問題においても、これも今下げれば、今の時代、なかなか拡充するというのは本当に難しい状況でございますよね。だから、やっぱりここを何とか踏ん張って守っていくことは、将来にとっても大きな財産だと私は思っています。例えば保育料などを上げれば、三宮議員の質問でもございましたけれども、子育てするなら弥富でという、こういうイメージが浸透して、弥富市は少子化の時代においても子供の減少がほとんどない、こんな状況をつくり出しているわけですね。でも、お隣の津島市や愛西市を見れば、15%や20%近く子供が減少していつている。こういう傾向でございます。こういった人たちが減っていくということは未来がないということになりますよね。また、そういった子供を抱える親というのは、ほとんどの人たちが働き世代でございますよね。働き世代がここに住むことで、アパートやマンションなどがどんどんできて、今、固定資産税が伸びておると言っておりましたけれども、そういった税収のアップにもつながっておる、こういうことですよね。

ただ、この子育て施策を今やめてしまったら、今後、保育料の見直しなど、値上げをしてしまったら、やっぱりこの市の財政を支える根幹を崩していく可能性があると思うんですね。そういった問題ですから、やっぱり慎重に考えていく必要があると私は思います。長期的な観点に立って、確かに今の庁舎、老朽化がかなり進んで、いつ地震が起こるかわからない状況で早急な対応は確かに必要だけれども、しかし、それプラス、やっぱり庁舎においては50年、もしくはそれ以上、福祉の問題においても、将来的な見通しに立ったものでございます

から、慌ててやるのではなくて、やっぱりもう一回慎重な対応が必要だと私は考えております。

私から申し上げたいのは、ほかの場所に庁舎をつくること、別につくれと言っておるわけではないんですけれども、こういった庁舎をつくることや、もしくは今のこの現在地で規模を縮小して、例えば土地の借り入れや買収を行わずに建てるとか、もしくはさまざまな形で、例えば議場の2階部分に傍聴席を入れていると。2階があるような構造になっておりますが、そういった部分は別に1階にして、削減できる方向で考えていけないかどうか。そういった形で、いろんな選択肢をふやして、よりよい方向でもう一度議論するべきだと私は思いますが、その辺について、市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

新庁舎の建設費につきましては、先ほども概要につきましてお話をさせていただきました。これは、市の財政の健全化及び福祉との連動、さまざまな行政の連動とは非常に密接に関係しているわけですので、私どもといたしましては、新庁舎につきましても華美なものせず、シンプルという形の中での基本構想の考え方を遵守していきたいというふうに思っているところでございます。

建設費用を極力抑えながら、次世代に過度の負担を残さないというのを原則としながらやっていきたいというふうに思っております。

また、場所といたしましても、いろんな場所の選定につきましては、庁舎の検討委員会のほうで議論をしていただいたところでございます。私といたしましては、現在の庁舎の場所は、駅からの利便性であるとか、有事の際の海南病院との連携であるとか、あるいは桜小学校等の連携であるとか、さまざまな公の施設、あるいはいろんな市の施設との連動はこの場所が一番いいだろうというふうに考えているところでございます。

用地を取得せずに庁舎を建てられないかという御質問でございますが、細部に至りますので、総務課長のほうから答弁させます。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 用地を取得せずに庁舎を建てることについてでございますけれども、現在の敷地内の建てかえでは、計画する床面積1万1,000平方メートルの建物を建築することができません。また、駐車場が非常に狭くなります。そうしたことが市民の皆様等に御理解いただけることであれば、ここに建てられないことはないわけなんですけれども、先ほど申しましたとおり、計画しておる面積のものは建てることはできません。

また、庁舎本体が限りなく平和通りに接近をいたします。道路にひつついたような状況になってしまいます。これは日陰規制の関係で買収することができないとするならば、その土

地に影を落とさない規制を受けるためでございます、庁舎の南側は4階建て、北側は3階建ての建物であれば、建築することが可能になります。

そんなことから、庁舎は50年、100年の建物でございますので、非常に市民の皆様、また職員にとっても使い勝手の悪い庁舎になってしまうのではないかと考えております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今お答えいただいたのは1万1,000平米を想定しておるからでございます、例えばこれを減らすことによって、土地を買わずにこの場所に建てるという選択肢もあるわけでございます。そして、ほかにもさまざまな検討で下げることは可能だと思います。それは、私も一緒になって考えていきたいし、もっと市民の声も伺いながら、慎重な対応でこれからやっていきたいと思っております。

今、焦って、何が何でもこの場所に今の計画のまま進めていくんだという話ではなくて、やはり一回立ちどまって、真剣に将来を見据えた考えを広めていけたらと思いますし、当時、この場所だと決定された経緯は、検討委員会のほうで決められたということでございましたが、当時は合併推進債が28年までしか使えない、こういう状況の中、もうこの場所しか時間がないんだということで決められてきた経緯もありますし、そうでなくとも、その後、今、12月のほうで出てきた中期財政計画、庁舎が大変コストがかかるということで、皆さんに福祉の削減もお願いしなきゃならないという状況にまで変わってきたわけでございますので、こういった変わってきた節目においては、やはりもう一度慎重に調査する必要があるんじゃないかと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 庁舎の場所の問題、あるいは規模の問題につきましては、私及び所管のほうからお話をさせていただきました。私の一つの思いとして、皆様のほうに御報告申し上げ、御意見としてお話をさせていただいておるところでございます。過日の全員協議会におきましても、しゃにむに今ここでということについてのことは考えておりません。議会の中における特別委員会の中でしっかりと協議をしていくということを私も申し上げているところでございます。さまざまな議員各位の御意見を聞きながら、庁舎のあり方についても決めていきたいというふうに思っております。しかし、6月議会までにはその方向をはっきりさせたいということも思っておりますので、その辺もあわせて、自分の意見として申し上げておきます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、6月議会までには方針を出していきたいということで、これから3カ月間しっかりと議論していく必要があるんじゃないかと思いますが、これは繰り返しになるものですから、この質問は終わりました、続いて、ほかの質問に移させていただきます。

続いて取り上げていくのは中期財政計画、私、今手元にございますけれども、この中に歳出に関する取り組みとして、一番最後の項目に、民間委託等の推進ということで書かれているんですけども、現在、将来的に民間委託していこうという考えでいる、そういった事業はございますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） お答えさせていただきます。

現在のところでございますが、この事業を将来的に民間委託していこうというものにつきましてはございませんが、今後どういったものを民間委託するといいとか、そういったことは今後検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） では、方向を変えて、今、学校給食などがそうだと思いますけれども、今現在、これまでに民間委託してきた事業はどのようなものがありましたでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） これまでに民間委託してきた事業につきましては、今、那須議員がおっしゃられました小・中学校の給食調理業務、それと庁舎等清掃業務、あと市営バスの運転業務、それと選挙のときの期日前投票所の投票事務、あと確定申告会場の受け付け等業務、市営火葬場の管理業務、市広報等の配達・運搬業務などがございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） かなりの部分で指定管理だったり、民営化だったりということでございますが、例えば学校給食に関して言えば、来年度からでしたと思いますけれども、桜小学校のほうで民間委託になるということで、これで弥富市にある全部の学校が全て民営化ということでございます。その中で、やっぱり利用者、子供の方々も親に言われて、親からの御意見を伺いますと、給食が大変おいしくなくなったということもございます。やはりそういった部分で、民営化にするとデメリットもあるということでございます。もともと民間企業というのは利益追従ということで、利益を生むものに対してそのサービスを行っていくものだとは私は思っていますが、例えば公共サービスというのは、基本的に皆さんから預かった税金で福祉的に行うことが多いものですから、何でもかんでも民営化したところ、もともともうからない、利益を生まないものでございますよね。そうした薄い利益のもとでこの利益をどうしても追従しようとするれば、何が削られるかと言われたら、やっぱり労働者の賃金だったりするんですね。労働者の賃金を削減してきたことが、今の日本の不況の経済をつくり出しているんじゃないかと私は考えているんです。というのは、郵政民営化から始まって、労働者の実態はどうなってきたか。僕が今33という年を迎えましたけれども、私が大学を卒業するころ、約10年前でございますけれども、そのときは今ほど非正規職員というパート、ア

ルバイト、派遣労働者というのはいなかった。こういった状況でした。十数年前はほとんど正規職員が当たり前、こんな社会でしたよね。ところが、郵政民営化が始まったもので、さらに派遣労働の規制緩和がありまして、どんどんどんどん非正規職員が今世の中に大変な数が占められていると。国では約４割と言われております。こういった状況がこの不況の原因を生み出して、さらに言えば税収を下げている。そして、不況の合わせて持つ効果として、少子・高齢化の問題、要は若い子たちが非正規労働者で働かされていたら結婚もできないわけですよ。結婚ができなければ、子供もなかなか産めない、こういう状況になりますよね。そうした中で、少子・高齢化が加速している。それは、大きな意味にとって、税収の減退、もしくは医療費や介護費のそういった部分での増大につながっていくんじゃないかと私は思いますが、市長はそのあたりいかがお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤財政課長。

○総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 民会委託についてでございますが、市に入ってくる税を初め、基本的な収入というものに限りがある中で、いろいろ新たな市民ニーズというのでも出てくるわけでございます。そうした中で、民間委託することによって少しでも生み出されるといった財源を、今言った新たな市民ニーズ、こういったものに対応したサービスに回せるということになりますので、そういった意味で民間委託は市民満足度の向上につながるものというふうに考えて、今まで推進してきているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） 今の市民満足度を向上させるということでございますが、実際、給食でいえば、子供たちはまズくなつたと言っておることで、これは事実でございますから、そういったこともありますし、もしくは利用料が高くなったりする可能性だってありますよね。そういった部分において、やっぱり何でもかんでも民営化、そしてもともと公共のサービスというのは本当にもうかるものではない。これは繰り返しになりますけれども、そういった部分で利益を生もうとすれば、削減されるのは労働者も削減されるし、そういったサービスも削減されていく可能性だってありますよね。だから、新たなサービスの対応と言っておりますけれども、本当に利用者にとって利益を生むようなものでは余らないと私は考えておりますから、その辺は慎重に考えていっていただきたいと私は思います。

市長に、改めて民営化についての考え方をお聞きしたいんですが、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） それぞれの専門性を持った民間の事業というのは、今までに蓄積された企業のノウハウというか、そういったものが非常に豊富にあるわけでございます。私も直営方式でやっていくことよりも、はるかにサービス面、あるいは具体的な事務事業というのがうまくやれる場合も多いというふうに思っております。しかしながら、どのような事

業に対して民間に委託していくか、あるいは指定管理というような状況にしていくかということにつきましては、よく検討していかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

また、この場をかりまして、先ほど給食の件でおいしくないという御発言がございましたが、これは私どもが全ての小学校、中学校において自校方式をとらせていただいております。温かいものは温かく、そして冷たいものは冷たい状態で児童・生徒に食べていただく、これを原則にしているわけでございますので、おいしくないという声はまた改善に生かしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、具体的にどのような状況のものがあるのか、また教育課のほうに御案内いただければというふうに思っております。私どもといたしましては、地産地消ということを踏まえながら、学校給食につきましては栄養の問題、あるいはさまざまなバランスということを考えながら、一生懸命させていただいていることをつけ加えさせていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、市長からございましたけれども、今答えていただけていない部分で、例えば給食の調理員でいいますと、ほとんどの人が非正規職員という状況ですね。これについてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） その業務を受けられました会社が非正規職員を雇われるのか、正規職員をお雇いになれるかは私どもが関知をしておりませんので、わかりませんので、お答えは控えさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） お答えできないということでございますけれども、現実にはほとんどが非正規職員、責任者が少し正規職員でいるということでございますが、ほとんどは非正規職員という状況です。やはり利益の薄いところで利益を生もうとしたら、労働者が削減されていく。これはどの会社でも今本当に行われていることでございますが、それが日本経済をこうした不況のもとにおとしめていると。これが大きな原因となっておりますので、それを自治体が率先してやることは私はいかがなものかと思っているんです。そういった部分において、やはり自治体も大きな意味でのこれからの社会ということで考えていかなければならないと私は思いますので、しっかりそういった認識も持って、今後考えていっていただきたいと思っています。

続きまして2点目、この市の職員の労働環境についてお尋ねします。

私、この庁舎を夜通りますと、結構5時、6時過ぎても電気がついているということでございますけれども、どれくらいの職員が今残業しているのか。もしくはまたどの部署、どの

課が一番残業が多いのかということをお答えいただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 職員の残業についての御質問でございますけれども、残業は、確定申告、選挙、予算編成、そして議会の会期など、特定の業務や月始め、また月の終わり、そして年度の変わり目など、それぞれの部署でさまざまな業務が入りまじるものでございますので、部署を特定することはできません。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 確かに確定申告の時期などでいえば、税務課とか本当に大変だろうなと思いますけれども、そういった時期的ではなく、恒常的に残業が当たり前になっているような部署もあると聞いておりますけれども、そういったのは本当にはないんでしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 現在、本市では定員適正化計画を定めまして、職員数の削減に取り組んできたところでございます。また、市民ニーズの多様化、そして地方分権にかかわる権限移譲等によって生じた新たな業務への対応も迫られております。結果として、職員1人当たりの業務分担の増加を招いている要因でもございますが、一方で、より厳しい行財政運営が求められておりまして、限られた行政資源の中で、質・量ともに増大していく新たなニーズに的確に対応していくことも求められております。

歳出総額に大きな比重を占める人件費につきまして、より一層の削減が不可欠となっております。そうした中において、恒常的に忙しいところもございますけれども、今後とも適正な人事配置に努めてまいります。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 人件費の削減と簡単に言いますけれども、業務がふえた上で、今職員というのは本当に夜遅くまで頑張っていたりするところもある。そして、部署によっては、本当に毎日のように残業があるというところがございます。やっぱりそういった部署には職員の増員を図るべきだと私は考えているんですけれども、今の段階ではそういったお考えはあるんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 職員をふやすことも一つの方法でございますし、より効率的に業務を推進していくことも一つの方法でございます。一層の民営化の推進、臨時職員、それから私どもOBであります嘱託職員の活用、それから事務事業の見直し、指定管理者制度や市民との協働などを含めまして、事務事業の効率化を図ってまいりたいと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたけれども、私ども人件費の比重が大きくなる中において、市民の声としても削減を求められておるといことは一つの課題でございます。そうしたものが市民の福祉のほうに回っていく現実もございます。両方のバランスをとりながら、職員の適正配置に努めてまいります。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 何というか、言葉に詰まる言葉もありましたが、今、本当に市役所の職員も努力していただいていると思うんですね。国の人数の削減計画、行財政改革だったり、集中改革プランのもと、どんどんどんどん人が減らされて、そして地方分権といいながら業務だけはどんどんどんどん逆にふえていく。こんな状況でございますので、本当に大変な状況で、やはりこの業務に耐えられずに病気になってしまうこともあると思うんですけれども、現在、そういった休業者、休職者はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 現在、休職者は1名ございますけれども、これは業務の増によって病気になったとは考えておりません。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 1名だけということですね。ちょっと意外だったんですけれども、ほかの市町村では大変いらっしゃるものですから、病職等を出さないような、過度な負担にならないような業務分配であったり、人員の配置を考えていただきたいと思っています。

そして、ちょっと話を戻しまして、今、残業している職員たちですね。多分月30時間という規定があるから、30時間までしか残業できないということですが、実際にはそれ以上に残って仕事をしている、いわゆるサービス残業みたいなものがあると思うんですが、そういったものは実際あるのかどうか、まず総務課長のほうからお答えください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 残業についての御質問でございますけれども、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員が、実際に正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給されるのが時間外勤務手当でございますが、したがって、30時間を超えたからといって時間外勤務手当の支給を停止することはございません。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） じゃあ、30時間を超えても支払っているということですがね。実際の職員の出退の時間においてはタイムカードを押されて管理していると認識しておりますが、このタイムカードの出退勤の時間と、残業として認められた課長の承認がある時間についてはどれぐらいの差があるか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

- 総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 先ほどの繰り返しになるかも知れませんが、時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて、管理職がその課員に勤務を命じた場合に支払う手当でございます。したがって、職員が任意に、正規の勤務時間を終了後、庁舎内に在庁していたとしても、これは時間外勤務手当の対象にはなりませんので、タイムカードと時間外勤務命令簿を照合したことはございません。
- 議長（佐藤高清君） 那須議員。
- 4番（那須英二君） 職員が好きこのんで残って仕事をしているという解釈でいいんでしょうかね。
- 議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。
- 総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 済みません。そのように解釈をいただいたのであれば、私の説明の仕方が悪かったんだろうというふうに思いますけれども、あくまでもこれは命令でございますので、命令されたものについてはきちんと手当を支払う。職員が任意に残っておったものに関しては、好きこのんで残っておったという意味ではございませんけれども、任意に残っていたとしても手当の支給対象にはならないと。これは定めてございますので、定めのとおり私どもは運用をしております。
- 議長（佐藤高清君） 那須議員。
- 4番（那須英二君） 実際には、今、多大な業務があると思うんですね。その中で、なかなか時間内に終わらせることは困難な状況にあるところだって、例えば福祉や防災などもございますけれども、あると思うんです。やはりそういった部分については、本当に人員の増員だったり、業務の分配だったり、ちゃんとして考えていかなければならないと思うんです。命令されたから残ると、これはもちろんそうかもしれませんが、実際には命令されなくても、やらなきゃ終わらないから職員は残っているわけありますので、そういった部分の配慮が必要じゃないかと私は思いますので、これは要望ですけれども、実際にタイムカードの出退時間と残業として認められた時間にどれぐらいの差があるか、まとめたものを今度の総務委員会のときや、もしくは間に合わなければ、その後も結構でございますが、出していただきたいと思います。よろしいですか。
- 議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。
- 総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 私どもは時間外勤務命令の必要性は認識しております。実際に職員が最初に勤務命令を受けた時間から、もっとかかってしまっただけで残っておいた。これは部下から報告を受ければ、その実際に勤務時間を追認しております。その部分を最初に命令がなかったからカットするということは一切いたしておりません。また、議員おっしゃられましたタイムカードと実際の時間外勤務命令簿を照合することに関しては、非常な手間もございまして、それぞれ課長が毎日毎日それぞれチェックをしておりますので、

その範囲内でお許しをいただければと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） また、総務課の仕事をふやしてしまうといけないもんですから、全部出せとは言いませんので、例えば本当に大変な仕事を抱えている福祉課だったり、総務課だったり、防災安全課だったり、この辺について、しかも長い期間出せとは言いませんので、わかるものをぜひとも出していただきたいと思います。

そして、職員に多大な負担がいかないような人員の配置と業務分配をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

人件費についてでございますけれども、先ほどの答弁の中にも少しございましたけれども、効率化といって、この庁舎、もしくは保育所における保育士などでも臨時職員が大量に雇われているかと思っておりますけれども、今現在、昨年もお聞きしましたが、年度ごとによって変わっていくと思うので、再度お聞きしたいんですが、臨時職員に関してはどれぐらいの人数がいらっしゃいますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 現在、臨時職員の方につきましては、本市では250名の方々が私どもの業務のほうに協力していただきまして、一緒に汗を流しております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 実際庁舎における人たちと保育士の割合というのはわかりますか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） まことに申しわけございません。ただいまの御質問に対する資料を持ち合わせておりませんので、また後日報告をさせていただきます。250名いるわけでございますけれども、実は保育園等々に関しては、2人で1人、3人で1人とか、勤務時間も大変長くなっております。また、児童館、それから子育て支援センター等についても、交代交代でやっておる業務でございまして、人数は250名ですけれども、常時250人が勤務しておるということではないことだけ御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） その辺は私も承知しておりまして、短い、例えば4時間勤務を2つに分けたりしていることも聞いております。

続いて、人件費における問題で伺いたいのは、12月議会の中で中期財政計画の中でも言われていたと思うんですが、全職員を対象に、今、この弥富市の市職員に対して、給料を3%から5%削減を考えていると市長からお言葉があったかと思いますが、その計画については、現在どうなりましたでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 職員給与の減額につきましてお答え申し上げます。

私は、12月議会の中で、いわゆる中期財政計画の一旦という中で、身を切る改革、改善が必要だというような状況の中でお話をさせていただきました。これは12月のことでございました。そして、職員組合と協議を重ねていかなきゃならないということを思っていたやさきに、年が改まりまして、この考え方とは別に、国のほうから、国家公務員に準じて地方公務員も7.8%の減額をすべきだという状況の話が参りました。これは全国市長会を通じて私どものほうに来ているわけでございますが、総額2兆円とも言われております国家公務員、地方公務員の給与減額、これは御承知のように、いわゆる復興財源に充てていくんだというのが国の基本的な考え方でございます。このことに対して、私どもは全国市長会を通じて反対的な意見を述べておるところでございます。この10年間、はるかに国を上回る地方の行財政改革は進めさせていただいている。先ほどもお話がありましたように、いわゆる人員の削減ということにつきましては、平成18年から平成24年までの実態として、私どもとしては、弥富市の職員だけでも19人削減をしてまいりました。大変厳しい状況の中で臨時さんを採用させていただきながら、その仕事をカバーしているところでもございます。

また、地方の公務員の給与は、議会や住民の意見を十分聞いてから、そして地方が自主的に決めるべきだろうというふうなこともお願いをしておるところでございます。

今回、もう一つ国のほうが言ってきていることは、7.8%の削減がなかったら地方の交付税を下げますよという、いわば政策誘導型の話に来ているわけでございます。これもやはりいただけないという形の中でお話をさせていただいておるわけでございます。

そして、この4月から实际的に給与7.8%を下げなさいということに対しては、国のほうは、これについては、いわゆる国と地方の六団体の協議の中でこの4月からの実施は無理だろうということで、7月から実施できるようにその準備を進めなさいという形になっておるわけでございます。そして、その基準はラスパイレスという数字でございます。弥富市は国のほうのラスパイレスの数値が106.3%という状況で位置づけされました。本来、私どもの現状としては、98.2%がラスパイレスの実態的な指数でございますけれども、それに基本的には7.8%削減分をプラスするというような意味合いがあろうかと思っております。そうした形の中で106.3というラスパイレス指数が発表されておるわけでございます。そして、100以上の6.3%をこの7月から削減するようにというのが基本的な国の考え方でございます。

これにつきまして総額は約1億円近い給与の削減につながるということの中で、これは大変大きな課題だろうというふうに思っております。最初に言いました、いわゆる行財政改革の中で身を切る改革とはまた別な問題であるということ強く認識せざるを得ないということで、いずれにしても、愛知県であるとか、他市のいろんな状況ということについて、その動向を注視していかなきゃならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、7月実施に対して、いろんな具体的な施策というか、方法が持ち込まれるだろうというふうに思っております。こういったようなことに対しても、しっかりと市としての意見を持ちながら、職員の給与については考えていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 市長が、給料削減に対しては反対と。ただし、国からの交付金が減らされるといった部分においては、やはり地方からも声を上げていかなければならないと私は思いますし、同じような方向で考えられているので私は一安心しましたけれども、例えばそういった状況になったら、仮に今、臨時職員に関していえば、ラスパイレス、以前から反映されてきた経緯もありますけれども、この7.8%の削減、今では106.3%ということで、弥富市の場合は6.3%下げるということでございますけれども、これは臨時職員にも波及される考えであるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

現在、そのような想定はいたしておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） それで安心しましたが、ただ、臨時職員においては、先ほど市長の答弁の中にもありましたけれども、この間減らされてきた人数分をカバーしていただいている。本当に真摯に働いていらっしゃる方も大変たくさんいらっしゃいますものですから、基本的な考え方としては、やはり同一労働、同一賃金、これが正常な方向だと私は思っております。ただ、今の厳しい財政の中でお願いしておるということでございます。しかし、前回の議会でも御質問させていただきましたが、臨時職員に関しては休みの補償もほとんどない、こういう状況でございます。今後、市長も考えられていくということで御答弁をもらっていますけれども、そういった中で、やはり臨時職員でも暮らしがしっかりとできるような考え方に基づいて、配慮をこれからもお願いしたいと私は思っています。

それで、今、国からの方針の7.8%についても、復興財源とはいえ、公務員の給料というのを生計費という考え方に基いていると思うんです。それは、地方自治法の中にも明言されて書かれておりますよね。私は、公務員の給料が決して高い水準であるということではないと思うんです。むしろ公務員の給料の基準こそが、それこそ生計費、生きていくためのお金である。憲法25条に定められた人間らしい健康で文化的な生活のこの水準だと私は思っているんです。これについては、生活保護の基準同様、簡単に引き下げるべきじゃないと。市長からも反対の意思は示されて、市長会でもそういう提案をされているということでございますけれども、国もそうですが、そういった水準がどんどんどんどん壊されていっているこ

とが今の不況の原因になっておるわけでございます。だから、こうした部分でやっぱりはね返していく。こういった強い姿勢で臨んでいかなければならないと。

それとあわせて、今、民間の方々が公務員より給料が下がっているということで、そういった方々からすれば、公務員の給料は高いんじゃないかという声が上がっているわけでございますけれども、実際は公務員が高いのではなくて、民間が下げられ過ぎているということでございますので、民間企業に対しても賃金アップの方向で考えていかなきゃ、この日本で安心して健康で文化的な水準で暮らせるような保障はできないと。憲法は守れないということでございますので、ぜひともそういった方向で、市長としてはその立場に立って今後も進めていっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 厳しい日本の経済の状況があるかと思います。御意見としてしっかりと受けとめさせていただきながら、一緒になって考えていければというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 時間もございませんので、この辺で終わりますけれども、ぜひとも民と官一体になって、今の景気回復をするなら、やはり労働者の賃金を引き上げて、景気回復に向けていく方向が正常な流れであると。今、国は大型の公共事業にはばんばんとお金を出しておりまして、仕事をふやすと言っておりますが、先ほど三宮議員の御質問の中にもありましたけれども、実際にはそういった労働者のルールについては踏み入れず、ただの要望で終わってしまっている。やはり踏み込んで、賃金アップ、例えば最低賃金などというのを定められるわけでございますので、そういった部分の引き上げについても、地方からも声を上げていく必要が私はあると思います。そして、安心して暮らせる本当の意味で国民を守る、市民を守る、この姿勢を自治体ぐるみで頑張っていっていただきたいと思います。願ひまして、今回の私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩をします。再開を4時半とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時22分 休憩

午後4時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に横井昌明議員、お願いをいたします。

○9番（横井昌明君） 私は、この3月議会、大きく分けて4件の質問をいたします。

まず第1点目は、公共施設の老朽化対策ということでございます。

まず昨年の終わりごろ、ある方から、古い郷土資料、これは昭和11年6月21日発行の郷土資料でございます。この資料をいただきましたので、中を読んでみると、関西線弥富駅を西に出ると、汽車は間もなくすさまじい音を立て、木曽川の新鉄橋を渡る。左手には、極めて最新の尾張大橋がある。この尾張大橋は、帝都より新都に通じる国道1号線の国の重要な橋で、極めて難工事であった。昭和5年3月に工事を起こし、以来、日夜、間組の請負のもと満3年7カ月を費やし、昭和8年10月に竣工した。橋梁の全長は878メートル81センチ、有効幅員7メートル50センチ、下弦材架台より最上洪水まで有効空間1メートル50センチ、橋は14連である。工事総額は156万円。幾多の犠牲者を出し、竣工したもので、伊勢大橋とともに東洋まれに見る人道橋である。昭和11年6月1日に県土木、役場の方々が24時間実施検された結果、歩行者271人、自動車218台、牛馬8頭、牛馬車72台、貨物自動車312台となって、何と驚くべき数字を示しているではないか……でございます。この資料からすると、尾張大橋は昭和8年10月に竣工したということでございます。

さて、話は変わりますが、昨年12月、山梨県の中央自動車道笹子トンネルで天井板が130メートルの間で崩落し、走行中の車複数が巻き込まれ、死傷者が出る大惨事が発生しました。このトンネルは1977年に開通し、約45年間経過しておるといふ新聞記事が載っておりました。このトンネルは45年で一部が崩壊しましたが、尾張大橋は工事竣工後80年以上たっております。肉眼で見える部分は塗料を何度も塗られ、管理も行き届いておるように見えるんですが、水面下の基礎部分は、今後発生が予想される東海・東南海地震に耐えることができるか、大変心配であります。

私が知る限り、愛知県、三重県にかかる木曽三川の国道1号、国道23号の橋の改修順序は、まず一番最初に伊勢大橋、続きまして国道23号線の両橋、最後に尾張大橋ということをお願いすることがございます。現在の内閣は公共施設の再整備に大きな補正予算を計上しております。この尾張大橋が災害に強い安心・安全な橋に一刻も早く改修いただくよう国に要望していただきたいが、どうでしょうか。

- 議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。
- 開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） それでは、尾張大橋の改修の御質問でございますけれど、中部地方整備局におきましては、管内全ての橋梁3,863橋を対象といたしまして、今後30年に発生が予想される大規模地震の防災対策強化地域であるなどの特徴を考慮して、道路ネットワークを確保するため、平成22年度までに実施しました橋梁の定期点検の結果を基礎データといたしまして長寿命化修繕計画が策定され、予防保全型の橋梁維持管理が現在進められているところでございます。

それで、御質問の尾張大橋の件でございますけれど、その長寿命化修繕計画の中におきまして、適切な管理により長もちしている橋梁の例として掲載されております。

市といたしましては、尾張大橋付近の堤防整備をしていただくにはこの尾張大橋の改築が必要になってくるところでございます。このことから、関係機関に強く要望してまいりますので、御理解をお願いします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 国道1号線は最も主要な道路でございます。ぜひとも国に要望し、安全な橋にさせていただくようお願いしたいと思います。

続きまして、弥富市の道路橋梁についてお尋ねしたいと思います。

次に、弥富市の市道に弥富市が管理している橋梁がかかっておりますが、果たしてどれくらいあるのでしょうか。また、この橋梁は地震等で大惨事にならないよう常に点検をし、悪いところがあれば補修を行っているのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三輪土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 市道にかかる橋梁のまず数といたしましては、現在594橋あります。これにつきましては、2メートル以上を対象としておるところでございます。

そのうち15メートル以上の橋を、道路ネットワークを確保するために橋梁点検を実施しております。また、その各橋梁の点検結果に基づいて、それぞれの橋梁がいつ、どのような修繕が必要かを把握いたしまして、計画的に修繕を行っていくために、市といたしましても長寿命化修繕計画を平成22年度に作成したところでございます。

また、この計画をもとに、今年度、24年度でございますけれど、6橋の補修と落橋防止対策の発注を行っているところでございます。

また、引き続き、計画的に橋梁の補修・補強対策を実施してまいりますけれど、先ほど議員が質問の中で笹子トンネルの事故を述べられておりましたが、国はこの事故を踏まえ、老朽化により危険が生じている道路など社会インフラの総点検を実施して、緊急的な補修など、必要な対策を講ずる点検業務でございますけれど、24年度の補正予算を限定して交付金が充てられることになっております。

この3月議会に道路ストック総点検を実施する補正予算を上げさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

また、その点検の結果に基づいて、平成25年度に舗装及び道路附属物の補修の工事を実施してまいりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 道路橋梁につきましては、今、補修が順次進んでいるということでございますので、極力安全な橋ということをお願いしたいと思います。

続きまして、公共施設についてお尋ねしたいと思います。

公共施設の耐震基準で設計されていない昭和57年以前の公共物、この市庁舎を初め、農村環境センター、産業会館等の建物は今後どのような方法で検討されているのか。また、市庁舎のI s 値、耐震性能値が0.3未満でございます。学校は0.7未満の建物に耐震補強工事を行っております。この庁舎はどのぐらいの地震震度まで耐えることができるのでしょうか。

また、この庁舎はどの程度まで耐えるということを、ここへお訪ねしてみえます市民の皆様に掲示等で知らせるべきであるとは思うんですが、どうでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） それでは、庁舎についての御質問にお答えを申し上げます。

まず庁舎につきましては、I s 値というような問題も出まして、どの震度に耐えられるかということでございますが、まず耐震性能につきましてはのI s 値、これは構造耐震指標ということであらわされております。この数値が大きいほど耐震性が高いとされております。一般的に震度6強から7程度の規模の大地震発生時に安全であると考えられているレベルが0.6に設定をされております。おおよその目安で0.6以上であれば、倒壊等の危険性は低いということであり、それを下回った場合には倒壊する危険性があるとされています。

市役所の本庁舎の耐震診断結果につきましては、耐震性能のI s 値につきましては全ての階で0.6を下回っております。I s 値0.3未満の階も3分の1ほどあるということでございまして、議員の御指摘のとおりでございます。I s 値が0.3未満におきましては、一般的に震度6強から震度7の大地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高いとされております。特に市役所は、防災上、市民の皆さんの安全を守る重要な拠点であるということから、高い耐震安全性が必要であるということでございます。

建物の耐震安全性の分類と目標では、市役所は大地震が起きても、補修することなく使用できる目標I s 値0.9以上が求められているところでございます。また、庁舎につきましては、十分な耐震性に加えて、本市の地理的な状況、特徴としまして、地盤の液状化、また津波、高潮対策も考慮いたしました庁舎整備が必要であるということで、これらについても今回の新庁舎の建築に向けての課題として組み込まれております。

先ほどのI s 値について、倒壊の危険性があるということを庁舎に公表する意味で看板等を設置したらというようなことでの御質問かと思いますが、これにつきましては、むやみに市民の皆様に不安を与えるという観点から、今後、このI s 値につきましてホームページで公表してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 先ほど市民に不安を与えるということを総務部長が言われたんですけども、市民に不安を与えるよりも、市民は知る権利があるんですよ。ここへ来たら危ない

よと知る権利があると思います。だから、僕は掲示したらどうだと言っておるんですよ。もう一回そういう意味でよろしくをお願いします。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。
- 総務部長（伊藤敏之君） ですから、市民の不安をあおるようなことになるというのが想定されますので、ホームページでこれは公表するということで、市民の方に周知をしたいという考えでございます。
- 議長（佐藤高清君） 横井議員。
- 9番（横井昌明君） ホームページでも何でも皆さんに知っていただくということが大切でございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

今後、東海・東南海地震の発生の確率が高まっております。公共施設についても、市民に安全な、災害に強い安心な施設であるよう、日夜努力をしていただきたいと思います。

続きまして、市内の排水路管理についてお尋ねしたいと思います。

これから、春から夏にかけ梅雨期に入ってまいります。梅雨前線が停滞し、局地的に集中豪雨が発生します。上空に強い寒気が北から入ってくると、大気の状況が不安定になり、ゲリラ豪雨等の発生確率が高くなります。最近、この周辺地域の集中豪雨の発生状況を調べてみますと、2011年の7月に三重県の、隣でございますけど、桑名市で1時間に83ミリの集中豪雨が発生し、4時から7時までの3時間だけで170ミリの雨が降りました。四日市付近でも1時間90ミリの猛烈な雨が降りました。両市では住宅の床上・床下浸水が発生し、相次ぎ避難者が出ました。

日本全国でも昨年だけで数件の1地域の集中豪雨が記録されております。この弥富地域は海拔が低く、特に水害等には十分注意しなくてはなりません。

では、お尋ねしたいと思います。

集中豪雨には、排水路がきちんと整備されておらなくては排水がうまくいきません。では、市街化区域の排水路、市街化調整区域の排水路はどこが管理しておるのでしょうか。

- 議長（佐藤高清君） 半田農政課長。
- 農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

排水路の管理はどこかという御質問でございますけれども、市街化区域の排水路につきましては市の管理でございまして、都市計画課が所管でございます。市街化調整区域の排水路につきましては、地区に応じまして、孫宝、弥富、十四山、鍋田の各土地改良区で管理していただいております。以上です。

- 議長（佐藤高清君） 横井議員。
- 9番（横井昌明君） では、孫宝水系の幹線排水路はどこが管理されておるのでしょうか。幹線排水路の除草管理はどこが行っておるのでしょうか。最近ヘドロがたまって、川の流れ

が悪いように見えるところがありますが、しゅんせつはどこに申し込めばよろしいのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） 中地川、鯛浦川でございますけれども、今、議員が言われましたように孫宝水系の主要幹線水路でございます。過去に地盤沈下対策事業により整備されておりまして、その後、孫宝土地改良区に譲与された排水路でございます。したがって、護岸の除草、水路底のしゅんせつ等につきましては、地区役員を通じまして、管理者であります孫宝土地改良区に申請していただきたいと思います。しております。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 私も地区の役員になっていきますのであれですが、この16日に総会がございますので、はっきり言わせていただきます。こちらの行政のほうからもよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、排水樋門、これは今、半田農政課長が言われました、要するに市街化区域の排水路でございますけれども、これは市から占有を受け、弥富土地改良区が管理しております。弥富地区の主に市街化区域の排水路には、市から占有を受け、設置された13の排水樋門があります。最近、各地で発生している集中豪雨等が発生した場合、排水路の樋門が開門していないと大変な惨事になります。過去に前ヶ須地区で集中豪雨により道路が冠水したこともございます。また、昔から排水と用水が経由した水路でありましたので、農家には取水権、水利権があります。場所によっては、樋門がなくても、水稻、稲作に影響しないところもあるようなふうに見受けられます。一カ所でも樋門を減らしたほうが洪水防止になると思われるので、再度水路管理者と土地改良区とで排水路樋門の見直しを行っていただきたいが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

弥富土地改良区管内に13の樋門がございます。そのうち市街化区域の排水路には9つの樋門がございます。市街化区域の樋門につきましては、農地へ水を供給する水路の関係や排水路抑制、逆流防止等々について大切な施設でございます。稲作、水稻作に影響がなければ、一カ所でも減らしたほうがよいのではという御質問でございますけれども、廃止可能な樋門があるのかどうかについては、一度、弥富土地改良区と協議したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 弥富土地改良区、水路管理者は都市計画のほうでしょう。管理者が占有させておるということでしょうか。そういう意味ですよね。まあいいですわ。しっかり見直

してください。

弥富市は海拔が低いので、今後も排水に十分な注意が必要でありますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、公有財産の有効活用についてということでお尋ねしたいと思います。

公有財産には、学校とか道路、公園とかいう行政財産と普通財産がございます。公有財産には、行政、市民に有効に活用されず、所有しているだけで、また未利用の土地が多数ございます。それが普通財産でございます。民間企業であれば、企業経営が苦しくなれば、経営改善のために最初に遊休地の資産売却をするのではないのでしょうか。平成25年の普通財産の売却は、見たところ計上されておりません。

では、普通財産は市のどのぐらいの面積があるのでしょうか。また、管理はどこでされているのでしょうか。また、財産台帳はあるが、公表はできないのでしょうか。お尋ねいたしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 横井議員の御質問にお答えさせていただきます。

普通財産の市の所有いたします面積ということでございまして、全体面積につきましては約7万1,900平方メートルございます。管理につきましては、そのうちの約6万2,600平方メートルにつきまして総務課のほうで管理をしております。

資産台帳の公表につきましては、どこまでの要求ということもございしますが、うちの把握できる範囲で公表できると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、総務部長が7万1,000云々ということをおっしゃったんですけど、これ、23年度、昨年の決算です。決算の数字を見ますと、普通財産9万7,952平米ということになっております。その差はどうなったのでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 普通財産の面積の推移についてお答えをさせていただきます。

実は日の出小学校が開校いたしましたので、日の出小学校の敷地分を普通財産から行政財産のほうに移しかえました。また、十四山スポーツセンターの前に、実は十四山の公民館の建設予定地があったものも、これも十四山スポーツセンターが使っておりますので、そちらのほうに移しをさせていただきました。それから十四山の多目的広場、これは鮫ヶ地にございますけれども、こちらにつきましても普通財産から行政財産のほうにかえましたので、その差でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

- 9 番（横井昌明君） では、普通財産、僕は日の出小学校云々というのは、まだ加除されていないものでちょっとあれですけども、管理は各課でされているような感じがするんですけども、ことしの25年度予算はどのくらい計上されておるんでしょうか。管理費としてどのくらい計上されておるんでしょうか。
- 議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。
- 総務部長（伊藤敏之君） 平成25年度の予算でございますが、管理費として100万円を計上しております。以上でございます。
- 議長（佐藤高清君） 横井議員。
- 9 番（横井昌明君） 100万円、管理するだけで100万円使っておるということでございますので、これはあくまでも税金ということでございます。ですので、使わん財産であれば、極力売却してほしいということを思うものでございます。

次に、私が売却の話をなぜ出すのかと申しますと、12月議会での答弁で、弥富市の公共事業を将来的に実施する中、歳入歳出面での資金計画が立たない。さらなる行政改革を実施する。その内容は、各施設の見直し、職員給料の見直し、補助金等の見直し等の議会答弁がございました。私は前段でも申しましたように、行政改革を最初に行うのは財産の売却ではないかと思います。早急に売却、行政財産への移行の区別を精査し、将来的にも利用しないものについては売却の方向で考えるべきだと思います。

具体的には、バブルのころ、またそれ以前に弥富駅整備や主要道路の代替地等で購入した土地がまだ結構あると思いますが、その土地をまず最初に売却するべきではないかと思います。また、その他にもたくさんの売却できる普通財産があると思われますが、どうでしょうか。

私は、普通財産の中で最大のものは、利用形態がまだはっきり決定されていない産業会館の表裏の土地であると思います。今後いろいろな角度から利用計画を検討し、また民間のノウハウを利用することもあり得ると思いますが、どうでしょうか。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。
- 総務部長（伊藤敏之君） 横井議員の御質問にお答え申し上げます。

今の普通財産の売り渡しによりまして、市の財政に反映させるということは当然考えられることございまして、普通財産の売却についての予算につきましても、25年度につきましては不動産鑑定料を計上させていただいております。そういった中で、いろいろな普通財産がございまして、当然売却したほうがいいものもございます。ただし、まだ次の用途的に残しておいたほうがいいのかという財産もございます。そういったことも調整いたしまして、調整ができましたものから売却に向けての公表をいたしたいと考えております。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 横井議員。
- 9番（横井昌明君） 産業会館の裏表の話も出させていただいたんですけど、その辺の回答がなかったんですけど、よろしくお願いします。
- 議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。
- 総務部長（伊藤敏之君） 産業会館の裏表というと、今現在、駐車場として利用しておるところという理解でよろしいですか。今のところ、売却の方向としては考えておりませんので、よろしくお願いいたします。
- 議長（佐藤高清君） 横井議員。
- 9番（横井昌明君） 僕は、売却だけでなく、いろいろな方面から検討したらどうだという提案をさせていただいたんですけども、その話は全然伺えておりません。
- 議長（佐藤高清君） 答弁の前に、一般質問の最中ですけども、5時という時間が今来まして、時間延長をさせていただきたいと思いますが、これに対して御意見ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） それでは、会議を続行します。  
総務部長。
- 総務部長（伊藤敏之君） 今の産業会館の敷地全体につきましては、現在の位置づけとしまして行政財産になっておるということでございます。ただし、議員がおっしゃられるように、今、産業会館として商工会等が利用してございますが、これらについても、新庁舎の建設もございますが、その後においても、商工会のあり方についても検討された段階で、その敷地の有効利用についても検討されるものだと考えております。
- 議長（佐藤高清君） 横井議員。
- 9番（横井昌明君） 私、質問で産業会館の用途についてもお尋ねして、お答えがいただいていないんですけども、まだあそこ、耐震のあれはやってないんですね、全然。だから、あれ、これからどうするかという質問。今、産業会館でばっと言われた。ちょっと。
- 議長（佐藤高清君） 半田農政課長。
- 農政課長（半田安利君） 産業会館の耐震診断ということですか。
- 9番（横井昌明君） 耐震をこれからどうするか。
- 農政課長（半田安利君） 産業会館は昭和51年に建築されたものでございまして、平成15年に耐震診断を行っております。結果といたしましては、耐震性を有しており、補強は不要であるというような評価をされておりますので、御報告いたします。
- 議長（佐藤高清君） 横井議員、答弁よろしいですか。
- 9番（横井昌明君） 結構です。51年でも耐震性があるということですね。

これらの関連で、ちょっと私なりに提案させていただきたいと思います。私は、土地の買

収や土地の管理、財産管理等を行う部署があってもいいのではないかと思います。土地については、登記簿謄本の公図の欄でございますけれども、またそれらの見方や抵当権の見方、いろいろ難しい面もございます。また、納税猶予、生産緑地、税務署協議、収用委員会等の手続、大変専門的な知識が必要であります。以前は用地課がありましたが、今はありません。ですので、総務の管理部門にその部署を設け、１カ所で公共取得から管理まで一括処理したらどうでしょうかという提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤総務部長。
- 総務部長（伊藤敏之君） 担当部署を専門的に設けたらということでございますが、御意見として承っておきます。
- 議長（佐藤高清君） 横井議員。
- ９番（横井昌明君） わかりました。今後検討していただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

この規模の市町村で普通財産を多く持っているところは非常に少ないと思います。常に土地には管理費が必要であるということを認識して、いろいろ対処してほしいと思います。

続きまして、弥富市と木曽岬町の境界について質問したいと思います。

私は、昨年の３月議会で弥富市と木曽岬町の境界、境港右岸600メートルぐらいが確定していないと質問申し上げました。それは、北の確定された境界に立つと、全部水面を通過して南の境界が見えます。市町村の境界は単なる弥富市と木曽岬町の境界だけではなく、愛知県と三重県との境界でもあります。境界というのは大変重要なことでもあります。ですので、会議には、愛知県、三重県の職員が必ず同席します。

昨年の３月の答弁で、相手方から連絡を待っているというような回答でありました。その後、進展はどうでしょうか。待っているだけでは相手からの連絡はないと思いますが、どうでしょうか。話し合いが進まなくなってから五、六年たっていますが、それ以降に木曽岬の町長さんもかわられたことだし、再度こちらから呼びかけていただいたらどうでしょうか。市長さんにお尋ねしたいと思います。

- 議長（佐藤高清君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 横井議員にお答え申し上げます。

その当時の弥富市と木曽岬町の境界問題でございますが、現在は弥富市と木曽岬町との境界問題、それは同時に愛知県と三重県との境界問題にもなるわけでございます。

確定ポイントは、御承知のように、鍋田川の中水門というのが一つ確定されておりまして、そこから北のところについては境界がはっきりしているわけでございます。また、南のほうの下流部におきましては、木曽岬干拓の北の端という形での確定地点がございます。その間、

約600メートル、今、議員のおっしゃるとおりでございます。この間が確定されていないという状況でございます。

平成14年、15年という状況の中で、境界線をはっきりしていこうということで、両県、そして、その当時は両町の担当の方が協議を重ねていただいたわけでございます。横井議員もそのとき担当者として大変御尽力いただいたというふうに聞き及んでいるところでございます。

双方の境界に対する基本的な考えが違っておるわけでございます。その当時の弥富町の基本的な考えは、いわゆる鍋田川の中水門と木曽岬干拓の北の端の確定ポイントを直線的に結んだところをその当時は主張されたというふうに伺っております。

しかしながら、木曽岬町は、そうじゃなくて、鍋田川の川幅を2つに割る。いわゆる西岸、東岸という形の中で、その中間地点を境界線としていきたいというふうに両者の主張が食い違っておったわけでございます。

そうした形の中で、その測量については大変莫大な経費がかかるだろうということも想定されたというふうに思っておりますけれども、弥富町と木曽岬町のその当時交互に協議を重ねられまして、今度は木曽岬町から私どもに対して、その辺のお話を伺うと。協議の場を設けるというようなことになっておったわけでございますが、先ほどお話があったとおりで、一向にそういうお話がございませんでした。

しかし、つい先週でございますが、木曽岬町の加藤町長から、この境界問題について一度協議の場を持ちたいという形で、私は向こうからお話があったから、木曽岬町の意味だろうというふうに受けとめ、これは弥富市といたしましては、隣接の地域でございますので、互いの信頼関係はやっぱり強固なものでなきゃならないという見地に立っておるところでございます。これからもう一度、愛知県、そして三重県の担当者も踏まえまして、しっかりと協議をする場が設けられるというふうに思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、両県の意見が違ふということに対しては、これから協議の場ではっきりしていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

くしくも木曽岬町のほうもこの3月議会でこの問題を取り上げられる議員がお見えになるというふうにも聞いております。そうした形の中での新しい進展が今後新年度に対して生まれるだろうということを期待しております。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 横井議員。
- 9番（横井昌明君） 先ほどからも出てますけど、弥富市と木曽岬町の境界が確定するということは、愛知県と三重県との境界が確定するということでございます。早く境界が確定することを願ひまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。
- 議長（佐藤高清君） 本日はこの程度にとどめ、明後日、継続議会を開き、本日に引き続き

一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 5 時10分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 大 原 功

同 議員 伊 藤 勝 巳